

平成29年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成29年6月5日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成29年6月5日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	寿子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	寿子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	公文 博章
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	田村 秀明
会計管理者	真辺 美紀	町 民 課 長	和田 強
総 務 課 長	麻田 正志	国土調査課長	廣田 郁雄
税 務 課 長	森田 修弘	農業委員会事務局長	吉野 広昭
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平
チーム佐川推進課長	岡崎 省治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成29年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成29年 6月 5日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順とします。

6 番、松浦隆起君の発言を許します。

6 番（松浦隆起君）

おはようございます。6 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして本日も 3 点、一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

1 点目に、佐川ぐるぐるバスについてお伺いをいたします。

この 4 月よりコミュニティーバスさかわぐるぐるバスの試験運行が開始をされております。この新しい形のバス事業の導入については、今までさまざまな議員の皆様からも提案がなされておりました、私も平成 25 年の定例会におきまして、交通弱者対策・買い物弱者対策としてのデマンドバス・コミュニティーバスの導入について質問をさせていただきました。その意味から、このぐるぐるバスの運行開始を喜んでいる 1 人でもあります。

そして、やっとスタートを切ることができたこのバス事業を、本当の意味で必要としている町民の方たちに使ってもらえるものに育てていくことが、行政そして我々議会にも課せられている責務ではないかと考えております。

本日は、そういった観点から、ぐるぐるバスの実証運行の検証、そしてこのコミュニティーバスではカバーしきれない高齢者の方や障害者の方などへの対応などについて、いくつかの角度からお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

試験運行が開始をされてから、約 2 カ月がたったわけですが、最初は、少しばたばたしているような印象もございました。配られた時刻表またコース表だけでは、どこにバスがとまるのかわからないということで、私にも問い合わせがございました。

原因の 1 つは、停留所の表示の設置ができていない箇所が多数あるということであったと思います。また、時刻表についても、高齢者の方には字が小さくて非常に見にくいというお声もいただきました。こういったことも検証項目としては大事な点になるというふう

に思います。

そういったことも踏まえた上で、実際の運行に関する事柄についてお聞きをしていきたいと思います。

まず、利用者数について、町長の行政報告におきまして、4月、5月の利用者数の報告がございましたが、これ、コースによっても異なるというふうに思います。コース別の利用者数によっては、コースの見直しなどにもつながっていく1つになると思います。このコース別の利用者数、また乗車想定人数というのを、あらかじめ一定想定をされておられれば、それも含めて状況を教えていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員、御質問ありましたこのぐるぐるバスですね、4月、5月の利用者数ということでございます。まず、利用者数ですけれども、路線別ということですので、今ちょっと、私の手元にある資料でですね、少し説明をさせていただきたいと思います。これは、4月、5月が、御承知のとおり全便1カ月で回るということじゃなくて、2カ月に分けて、中心部の路線は4月、5月、2カ月回っておりますけれども、その点を御承知いただきまして、と思います。

まず4月につきましては、まず中心部の循環線、これについては延べの乗者数になりますけれども20名です。あと、郊外と中心部を結ぶ路線になりますけれども、四ツ白線が19名。そして本村線が25名。斗賀野線が22名。山本・楠原線が12名。峯線が49名になります。あとですね、5月分になりますけれども、中心部ぐるぐる線が19人。船床・川の内線が39人。加茂・荷稻線37人。薄木線18名。西山線9名。狩場線が72名。ちょっと計を。多分合っていると思いますけれども、こういった数字が事業者のほう、委託しているですね事業者のほうから報告をいただいております。

当初のですね、想定があるかというお話でもありましたが、利用予測というものにつきましては、全部ですね、こう細かにというところが、なかなか難しいところありますけれども、これは1日当たりの利用予測ということで試算をしたものがあります。これについては、中心部のぐるぐる線、これが15人。ほかの10路線については、おおむね平均16人ということで、これは1日当たりですので。それからいきますとですね、利用者の実数としては少ないというこ

と言えようかというふうに思います。利用の実数等につきましては以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

今、コース別に教えていただきましたが、まだ2カ月ですので、また1台で回ってますから、これが実際に、本格運行のときの予測に直接つながるかどうかというのは、一つあると思いますが、この実態も含めて、ひとつ見直しの分も検証していただければというふうに思います。

今のも踏まえた上で、次に、その試験運行から本格運行を見据えて、どう検証をしていくかという点についてお聞きしたいと思いますが。この4月広報において、配られましたこのぐるぐるバスのパンフレットといたしますか、コース等が載ったものには、町民の皆様にはぜひ御乗車いただいて、お気づきの点などをお聞かせ願いたいと考えています、と。御意見をもとに、改善のための見直しを行い、いつまでも使っていただける地域の乗り物として、そして皆様から愛される乗り物として、地域全体で育んでいきたいと考えています、というふうに書かれておりました。

ただ、ちょっと気になっているのは、先日、議案説明会の折に、6月末ですかね、国交省への申請等の関係があって、どこまでその声を生かした改善ができるかどうかわからないというような旨の説明があったかと思います。ただ、本格運行後も変更ができるということでしたが、今のようなお話ですと、実証運行というのが、実際にどこまで生かされるのかというのが疑問が生じる点でもあります。

これ個人的な考えですが、本来であれば9月まで試験運行を行って、その後、利用者のお声を吸い上げて、改善点を洗い出して、しっかりと整えた上で、例えば4月から本格運行というのが理想的な形じゃないかというふうに思います。そういった方向での検討はなされたかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきまして、ありがとうございます。当初はですね、実は、実証運行については1年間かけて行って、1年間かけた実証運行の後に本格運行をするという予定で考えておりました。

ただ、国交省のほうから、実証運行の1年間は長すぎるというお

話がありまして、どんなに長くやっても半年だと。実証運行が終わったらすぐに本格運行に入るようにという指導がありまして、そういう意味で、今の実証運行6カ月というスケジュールが決まっております。

今回の実証運行をもとに、6月末までに計画を提出をするという中で、大きな変更はやはり難しいというふうに思っておりますが、もう少し、路線ここまで入ってこれないかとかですね、今の路線をベースにしてもう少し細かく、見直しをできるところは6月末までに間に合う分として、計画として上げていこうと。その後につきましては、本格運行を行いながら、PDCAをしっかりと回して、交通会議の中で協議をさせていただいて、会議で出た結論で改善、変更していくという予定でありますので、御理解をいただきたい。そのように思ってます。以上です。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。先ほどからお話ししてますが、この実証運行いわゆる試験運行の検証を、今、町長にもお話ありましたが、本格運行へどう生かしていくのかという点が、ある意味、利用者の方、町民の方のために重要な点であります。その意味からも、こういった形でこの試験運行期間中の利用者の皆さんの、また利用したいと思っている町民の皆さんの声を吸い上げていくのかという点が大事だと思います。逆に言えば、この声を聞くという作業を行わなければ、この試験運行をする価値は失われるというふうに言えます。

そこで、まずその現時点において、こういった形で声を吸い上げて検証して生かしておられるのか、また、どういう声、要望、提案等が上がっておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この本格運行に向けての検証ということで、なかなかスケジュールが厳しい中で、地元のほうにですね、出向いて説明会等も行いたいというふうには思ってます。

ただスケジュールの関係でですね、それがすぐに本格運行に反映できるというところが、なかなか厳しいというに思われますので、現時点では、例えば運転手が毎日、日報をつけております。その、もちろん乗車の実績もそうですけれども、お客さんからいただいた御意見とか、そういう話の中での日報、これを蓄積していますので、その検討するところがあればそれを検討する。そして、直接です

ね、役場のほうに、チーム佐川推進課などにですね、お声がありますので、その要望等も含めて、個別にですね記録をして、担当者と含めて、これは実現可能かどうかということを具体的に今、作業を進めております。

例えば、郊外線の支線といいますか、少し変更してくれないとか、あるいは先ほどのそのバス停のことも、表示のこともあります。そういったところでですね、例えば中心部のぐるぐる線に関してもありますし、対応可能な部分について検討を今、具体的に進めています。

あとは、この9月末までの間に住民への地域の声を聞く機会を設けさせていただくのと、あと高齢者の方々であるとか、障害者の方々であるとか、そういった当事者の方も含めての個別のですね、聞き取り、こういったものもさせていただきながら、実証運行のですね、検証をしていきたいと考えております。

6 番（松浦隆起君）

地元へ出向いてお声を聞くということと、個別の聞き取りという、どこまでの範囲で個別で聞き取れるかというのがあると思うんですが、この試験運行もまだ2カ月、あと4カ月残されておりますから、できるだけ今、課長がおっしゃったように声を吸い上げる、多くの声を吸い上げる努力というのは必要だと思います。

少し、提案といいますか言いますと、具体的に、例えばバスの中にアンケート用紙等を置いておく、それを当日でも後日でも回収をさせていただく。また各自治会の広報配布時に、全戸へ行き渡るそのアンケート用紙、回覧は全戸に行き渡りますから、自治会へ加入をしておられる方のお宅には必ず回ります。それを回覧させていただいて、自治会長から、少し手間をかけさせますが、返送していただくと。また、ホームページのいわゆるパブリックコメント的に意見や要望募集をする。それから佐川のメール配信システム、それによってアンケートの内容を配信をして、メールを返信できますから、それで、どれだけの方がメールで返信していただけるかわかりませんが、そういう方法で返信をしてもらおうと、いうそういういくつかの方法が考えられると思います。

できるだけ多くの人、それから利用したいけども、今、支線というか枝線のところにあって利用できていない、そういう人たちの声も聞こうと思えば、乗っている人たちではなくて、こういう形の声を

聞くという方法も取り組んでみてはと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今、いくつかの提案をいただきました。取り組み可能なものもあるというふうに思っております。そういうものも含めて、できるだけですね、町民の方の御意見を吸い上げることに取り組んでいきたいというに思っています。

6 番（松浦隆起君）

ぜひ、これまだ4カ月というても、もう4カ月しかないので、取り組む場合は早急に取り組んでいただきたいと思います。

次に、このコミュニティーバスではカバーしきれない高齢者の方や障害者の方などへの対応についてという点でお聞きしたいと思います。

先ほど利用者の方からの声についてお聞きをしましたが、私も個人的にお声もお聞きをしております。また先月行いました議会懇談会におきましても、このぐるぐるバスについて御意見がございました。私が聞いております御意見の中は、料金に関すること、それからコース、できるだけ家の近くまで来てもらいたいというような、そういったものに関することです。懇談会でも同じような意見も出ておりました。

そこでまずお聞きをいたしますが、コミュニティーバスで運行している今の路線といいますかコースで、カバーしきれない地域、町民の方、そういった方への方策というのを、今後どのように考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今、実証運行それから本格運行で予定をしております定時定路線、いわゆる定時定路線と言われるコミュニティーバスにつきましては、一定、バスの停留所までお越しいただく必要があります。例えば、御高齢の方であるとか、障害がある方で、なかなかバス停まで来られないという方も、実際おいでだと思います。そういう方への配慮といいますか、対応というものについては、まず、この公共交通会議、前段の検討会も含めて3年程度話をさせていただきました。

その中で、公共交通網の形成計画ということで立てらせていただきましたが、その中でもそういったですね、そこでは移動制約者と

書いておりますけれども、その検討もしていくという形になっています。

このコミュニティーバスそのものをですね、例えば、家の前までという形でいくということは、なかなか非常に難しい。けれども、別の福祉的な支援していく中で、そういう移動制約者をカバーしていくという形をとっております。

その計画の中で、例えばボランティアのサポーターの育成であるとかですね、それは実際に、例えば乗り降り、乗降の時の手助けをする方であるとか、そういう方を増やしていこうということもあります。

あとはタクシー事業者、いくつかありますけれどもタクシー事業者と連携をしてですね、例えば介護タクシーをやっている事業者もあります。そういったところと連携して、福祉的な支援がどういうふうにできるかということを検討、協議をしていくというふうな内容を書いております。それに基づいて支援、検討をしていくということになります。

6 番（松浦隆起君）

その私的な面でサポートをしていくという、少し具体的なところがまだちょっとわからないですが、今後、まだ具体的には見えてない部分もあるんじゃないかなと思います。少しその、なぜこの新しいバス事業が必要になったのかという点に、少し話を戻したいと思います。

もともとこの公共交通網というのは本町にもあったわけですが、ただ、それが全地域にまで行き渡っていない現状でありました。私も議員にならせていただいてすぐのころに、加茂地域の方から、加茂にもぜひバスを走らせてもらいたいと。足がないという要望もいただいておりますが、残念ながらそういった状況が最近まで続いております。

ただ、年々地域の高齢化が進み、なかなか買い物等に行く足がないという課題が深刻になってきておりまして、先ほど申し上げましたように、4年前に、そういった観点でも質問させていただきました。

買い物や病院に行く足がないという切実な相談を受けてのものでございます。そういった意味からも、今回のこのバス事業は、そういった人たちの支援というものを本来は最大の目的にしているので

はないかというふうに思います。また、そうでなければならないと。

町民の方の声の中には、今決められているコースより、今、課長からもありましたが、いわゆる支線というか枝線に入ってもらいたいという声もございます。直接私もお聞きをしました。また、家の前まで来てもらわなければ利用できないという声もいただきました。

ただ実際には、先ほど課長も言いましたが、そういったコースをつくるコミュニティーバスでカバーするというのは限界があるというふうに思います。そういった点からいえば、私は前回質問の折に提案させていただいたデマンド方式によるバスの運行というものが、そういうコミュニティーバスの限界を解消できる方法だというふうに今も思っております。また単なる足となるバスの運行という視点だけではなくて、先ほど課長からも言っていたいただきましたが、福祉という視点も言えるべきではないかと申し上げておりました。そういった観点から言っても、高齢者の方、また障害者の方が安心して、そして暮らしやすい町づくりという意味からは、できればドア・ツー・ドアが望ましいのではないかと思います。

とはいいいましても、このコミュニティーバスとしてぐるぐるバスが制度設計を行われてスタートしておりますから、このコミュニティーバスをベースに考えていかざるを得ない、考えていかなければならないと思います。全国の中には、コミュニティーバスとこのデマンドバスの併用ということで制度設計を行っているところもございます。

通常の路線型のバスを走らせながら、もう片方では、例えば前日のお昼までに予約をしていただいたところへデマンドとして回っていくと、いうことを併用で行っているところもございます。

町長の行政報告では、10月からの本格運行では3台のバスで運行するという予定との話でしたが、私が担当の方から聞いた話では、最終的には4台というようなお話も少しお聞きをしました。その前提でお話しをしますと、例えば、4台のうちその1台をデマンドバスないしは、例えば今、高知市の一部地域で行っているデマンドタクシー、そういった形式で運用して、コミュニティーバスではカバー仕切れない地域の方、また障害者の方などを回っていく、片方では例えば登録制にするなど、いろいろ方法はあると思いますが、そういったことも検討できるのではないかと思います。

また現在、斗賀野のあったかふれあいセンターでは、送り迎えで、

ある一定程度行っていただいておりますが、こういうものもデマンドの一部として取り入れて、しっかりこの制度設計の中に入れていくと、この1台で回すデマンドの負担も軽減されるということになると思います。

私の父親も、昨年、自動車運転免許証を返納いたしました。高齢化が進んできまして、ますますこういったことが今後増えていくのではないかとこのように思います。そういった方たちも含めた高齢者の方が、車がなくても安心して暮らしていけるまちづくりというのは、ますます求められてくると思います。

るる申し上げましたが、今お話ししたような事柄、課題というのは、今後ますます利用者の方や、また現状では利用したくても利用できていない方たちから声として上がってくると思います。

以上の点について、今後どのようにしていくか、どう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。佐川町が今、取り組もうとしている形としては、コミュニティーバスの定時定路線型ということで、もちろんそのデマンド方式というものがあるということも十分承知をしております。この3年間の検討の中で、もちろんデマンドをやってほしい、それからニーズ調査も行いました。やってほしいという声もたくさんあったということも認識をしております。

ただ、今の形に落ち着いたということについては、やはり佐川町の取り組むまちづくりの1つとしては、公共交通の空白地域をなくしていくということと、あと、もちろん集活センターもできていきますが、町の中心部ににぎわいを果たしてですね、それとあと地域、郊外の部分も活性化をさしていくというところでのまちづくりの一つの戦略としての公共交通網、これをつくっていくということが大きな柱の1つでもあります。

もちろんその福祉的な部分でも対応、必要な方が今後ますます増えていくということはもちろんわかっております。その中で、どういうふうにしていくか、松浦議員おっしゃいましたけれども、限界がある中でですね、それから費用もかかる中で、デマンド方式をしていくには、もちろんメリットもありますけれどもデメリットもある。そういった佐川町が考えていく中ではですね、今の形に、当面は、やっていく。もちろんその住民の方の声を聞きながらですね、

どういう形がいいのかというのは、今後ですね、公共交通会議等で議論がなされればですね、その時点でも協議はされると思います。

あわせて福祉的な部分での見直しも、先ほど申しましたとおりやっていくということに、現時点ではですね、考えておって、このようにしていくということは、なかなか公共交通のシステムの中では今のところはですね、なかなか具体的に返答ができませんといいますか、なかなかこう検討するという段階ではないというふうには思っております。

6 番（松浦隆起君）

公共交通の空白地域をなくすというお話でしたが、当然それも、それをやることによって、今まで路線が、先ほど言いましたように路線が走ってなかった加茂の方たちがバスに乗れると。

ただ、私が質問をしたり、いろいろお話しをしてきたこのデマンドというのは、その根底には、実際にはコミュニティーでもデマンドでも、どちらでも本当はいいんですけども、要は、現実買い物になかなか行けない、その停留所のところまで距離があったりして行けない、という方たちが実際に出てくるわけですね。そういう、いわゆる買い物の弱者と言われる方たちを、どう手助けをしていくのかということが、私はそういう趣旨で質問を、提案をさせていただいてました。それと、課長が今おっしゃった、公共交通の空白地域をなくすというのは同じのようであって、重ならない部分もやっぱり出てくるわけですね。

先ほどお話があったり私が言ったように、枝線を、支線をつくるというても限界があるわけで、やはりそこから距離が出てくる人がいる、なかなかそこまで歩いては行けない、そうすると個人でタクシーを呼んだりということになるわけですね。当然、タクシー業者さんもおられますから、そういうのを利用していただくというのも1つだと思います。

ただ、できるだけ、皆さんが負担がかからないようにということで、例えば高知市などは、一部地域、その差額を業者さんに負担をしながらデマンドタクシーということで運用されておりますので、これ以上は、まだ始まって2カ月ですから詰めませんが、できれば今私が提案したようなデマンドというの、ある一定視野に入れていただいて、実証運行それから本格運行していく中で、どうしてもカバーしきれない、どうしてもその中に入りきれない、そういう町

民の方たち、支援仕切れない人たちが出てくるということであれば、また再度そういうことも検討していただくという幅は、ぜひ持っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これにつきましては、これで終わらせていただきたいと思います。

次に、防災対策についてお伺いします。

2点御質問させていただきたいと思います。1点目は、緊急時や災害時に有効な公衆電話の活用についてお伺いをいたします。

携帯電話それからスマートフォンの普及を背景に、年々減少しておりますこの公衆電話というものが、緊急時や災害時に有効な連絡手段として、今改めて注目を集めております。昨年3月、誘拐をされておりました少女が、監禁先から逃げだし両親や警察に助けを求めたその手段は、駅の中にある公衆電話でございました。

また昨年の熊本地震の折には、県内全域で公衆電話の通話料が無料化をされ、安否確認などに活用されたと聞いております。携帯やスマホというものがひどく普及をして、多くの人がそういったものを利用し、いつでもどこでも自分専用で使えるということで非常に便利であります。

ただ一方で、携帯・スマホを持っていない子供たち、それから高齢者の方も少なくありません。自宅に忘れて外出をしたり、紛失をしたり、バッテリーが切れたり、そういうことで使えないということもあります。そういうときに、通話をする手段というのはやはりスマホ・携帯電話等がなければ、公衆電話しかありません。

公衆電話は、冒頭の誘拐事件のような急を要する場合、110番、119番などは、御存じのように無料でかけることができます。また、回線自体が災害時優先電話に種別をされておりますので、震災などが発生した際も、通信規制を受けずにつながりやすいという利点があります。

2011年の東日本大震災では、地震が発生した3月11日に電話の発信が急増、固定電話は最大90%、携帯電話は95%の通信規制が実施をされ、なかなかつながらないという状況になりました。で、結果、公衆電話に行列ができたということでございます。これは、電源も安定をしております、公衆電話は交換機などが設置をされた、いわゆる電話局、通信ビルから給電をされているため、周辺一帯が

停電の場合も電話をかけられると。この電話局、通信ビルは予備バッテリーや自家発電用車両など複数の給電設備を備えており、ビル自体、建物自体が倒壊しない限り電話をつなぐことが可能であると言われております。

また、この常設の公衆電話とは別に、災害時に避難所などに設置される特設公衆電話というものがございます。これは、自治体の要望をもとに、あらかじめ避難所となる施設に回線を引いておいて、災害時には電話機を接続して通話ができるようにするもので、各電話会社が通話料負担をするため、無料で利用できると。従来は、災害発生後に設置されるというケースが多かったようですが、この東日本大震災を契機に、迅速な対応が可能な事前の回線設置というのが進められておりまして、昨年度末までに全国4万カ所に8万4千台の設置がされていると聞いております。日常的に使う人が少なくなっても、この公衆電話というものは、いざというときに頼れる存在であり、その役割は大きいと言えます。

以上を踏まえまして、2点お伺いをしたいと思います。まず、本町では、現在、町内に何台の公衆電話が設置されておられるのか、把握しておられれば、お聞かせいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。町内に設置しております公衆電話の設置場所についてでありますけれど、インターネット上でNTT西日本公衆電話設置場所検索というものがありまして、それなどにより現地に行って確認しましたところ、佐川町内には屋外に設置してある場所が17カ所ございました。以上でございます。

6番（松浦隆起君）

わかりました。17カ所ということで、できればその17カ所、町内にある公衆電話の位置というものを、例えば、災害用のマップとして作成をする、広報等に記載するなり配布しておくということも一つの方法だというふうに考えます。

どこに公衆電話があるかということ、今17カ所と私も聞きましたが、どこにあるのか、あんまり頭に浮かばないんですが、そういうことを事前に知っておけば、災害時、例えば、外にいるときに被災する、たまたま連絡手段を持ってなかったりというときに、公衆電話が大体どこにあるかということが事前に頭に入っておけば、そ

こまで行って連絡できるという有効な連絡手段の 1 つになるというふうに思います。できれば、こういったものを町民の方に、知っていただけておくということが必要ではないかなと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。実際、現地に行ってその場所とかは、確認したその感じではですね、その設置場所については、住民の皆様が御存じな建物、それとか場所というのが非常に多かったです。そういう意味から、町広報のほうにおいて、その設置場所の一覧表のほうを、また掲載させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。早速対応ありがとうございます。それでは、次に、先ほども触れましたが、特設公衆電話について、避難所等への回線の引き込み等の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

また、回線を引き込んでいる場合、その取りつける電話機についてはどのようなになっておられるのか、あわせて教えていただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。御質問にありました特設公衆電話につきましては、平成 26 年の 6 月に、西日本電話株式会社高知支店のほうと特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書きというものを締結しております。この締結によりまして、町内全ての拠点避難所、12 カ所の避難所として使用する体育館などに、合計 13 回線を平成 26 年度に設置しております。これによりまして、災害時には拠点避難所のモジュラージャックに電話機を接続することで、避難所の方が無料で利用できる環境自体は整っております。

その電話機についてでありますけれど、当初は職員室等にある電話機を代用するというのを考えておりましたが、昨年度、黒岩小学校のほうにおいて避難所運営マニュアルを作成する際に、通信手段を確実に確保するためには、やはり特設公衆電話用の専用の電話機が必要というような御意見がありましたので、本年度、専用の電話機 13 台を購入するよう予算化しております。

なお、この電話機のご購入につきましては、西日本電信電話株式会社にスペックなどの最終確認を行いまして、7 月中には拠点避難場

所のほうへ配備したいというふうに考えております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

26 年度に回線を引き込みを完了しておられるということで、近隣の中では早い取り組みだと思いますが、少しだけ苦言を言いますと、26 年に設置して、27 年 28 年は、電話機、役場のやつを使うという予定だったということですが、できれば、電話機もあわせて取り組んでおけば一番よかったのではないかというふうに思います。

それでは次、2 点目に移りたいと思います。

災害時における避難所や病院等でのお湯等の飲料の確保のための災害協定の推進についてお聞きをいたします。

平成 7 年の阪神・淡路大震災や、平成 23 年の東日本大震災、さらには一昨年の関東・東北豪雨など、日本ではこれまでも地震、津波、さらに台風等による風水害など、多くの災害が発生をしております。このような経験から、国を初め各自治体では防災・減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが講じられてきております。

そういった中で、被災時にはその初期段階及び避難所において、飲料を確保するということが重要でございます。近年、飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対し無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各地方自治体においては、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体もございます。本庁舎も入り口に設置をされていると思います。

中でも、東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙カップ式自販機、紙コップの自販機ですね、現在、庁舎の 1 階のロビーにございますが。災害時にそのお湯、お水、特にお湯というものが無料で提供できるとすることが可能な自動販売機であるというため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳、それからアルファ米などの調理において、大きなメリットがあると言われております。実際に、被災地において多くの実績を上げてきております。

例えば、宮城県内の東日本の震災の折には、6 カ所の避難所、計 8 台において延べ 127 日間、計 35 万杯の温かい飲料を提供をする。常総市での鬼怒川決壊による避難所では、9 月 10 日から 10 月 10 日まで避難所が閉鎖されるまで、延べ 8 千杯が提供されていると。ま

た、昨年4月の熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において、1日最大500杯の提供がされ、各地から派遣されたDMA Tの方からも、お湯の提供は大変に助かった、という声も出ているようであります。

このお水とお湯というものが利用できるというのは、非常に大きな利点であると。通常の紙コップ式でありますと、無料で提供していただいても、お湯だけ、お水だけを取ろうとするのは少し苦劳があると。この災害対応型の自販機は、被災時には、お水、お湯が提供できる形になるという自販機のようにありますので、非常に有効なものであると思います。

本町においても、このように災害時に避難所や病院等において、こういったお湯、お水等の飲料を提供できるこの災害対応型の紙カップ式の自販機の設置、それから災害協定の締結を、ぜひ検討して進めるべきではないかと思いますが、以上の点についてお考えをお伺いをいたします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。現在、避難所への飲料水等の備蓄につきましては、飲料水やアルファ米、スープといった食料品につきまして、各拠点避難所の収容可能な人数から算定した量の備蓄を進めていております。

確かに、その備蓄品の中でも御質問にありましたように、アルファ米あるいはスープなどについて調理するためにお湯を必要としております。また乳幼児を連れた避難者の方がミルクをつくったりとか、カップ麺、レトルト食品の加熱等でもお湯が非常に有効であるということもありますので、御提案いただいております件につきましては、災害協定に基づく自動販売機の設置につきましては有効な取り組みであるというふうに考えております。

ただ、この取り組みを行う上では、災害協定を締結できるメーカーの調査あるいは設置場所の選定、施設利用料など、まだ検討を要することがあります。そのようなことがありますけれど、本年度中には取り組みのルールを決定いたしまして、対応が可能な避難所から順次、災害協定の締結を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

6番（松浦隆起君）

今の今まで、本町においてもさまざま、この防災対策が進んでき

ておりまして、いざというときのための備えはあればあるほどいいと言えと言えますので、ぜひ、取り組みをお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

では、これについてはこれで終わらせていただきます。

最後、3点目に移りたいと思います。

就学援助における、ランドセルなど新入学児童生徒学用品費の入学前支給を可能にするための対応についてお伺いをいたします。

これは皆さんも御存じのように、この就学援助というものは、児童・生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合に、学用品や給食、修学旅行などの一部を市区町村が支給をして、国がその2分の1を補助するというものでございます。しかし、これまでは、新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については、支給はされるものの、国の補助金交付要綱では国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたために、その費用は入学後の支給になっておりました。

今般、文部科学省は、その要保護児童生徒援助費補助金要綱を、平成29年3月31日付で改正をすることにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入等、新入学児童生徒学用品費の単価をまず、従来の倍額、小学校であれば2万470円から4万600円。中学校であれば2万3,500円から4万7,400円にするとともに、その支給対象者に、これまでの児童、生徒から新たに就学予定者を加えました。また、文科省からは、この改正に合わせ、平成30年度からその予算措置を行うとの通知がなされたところであります。

しかしながら、この措置は、あくまで要保護児童生徒に限ったものでありまして、今回、この準要保護児童生徒はその対象にはなっておりません。また、この要保護児童生徒の新入学用品の支給というものは、基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金というものから、既に入学前に支給されているということだと思えます。そのため、本町においても、この文科省の制度改正に伴う要保護児童生徒に対する予算及び制度の変更というものは、基本的には生じないんじゃないかというふうに考えております。

この準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費、この対応については、今後、文科省の通知に従って、その単価の変更及び入学前からの支給について、本町についても判断をしていただきたいということになると思いますが、今回の国における改正の趣旨、

それから本町における準要保護児童生徒の現状を見た場合に、平成 30 年度から実施をできるように、ぜひ準備を進めていただきたいというふうに考えております。

具体的には、就学援助における、特に準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給に対応するための予算措置、それから当然、要綱等の改正も必要になると思いますが、今からしっかり準備を進めていただいて備えていただきたいというふうに考えておりますが、以上の点について教育委員会の見解をお伺いをいたします。

教育長（川井正一君）

新入学用品費の 3 月支給ということとあわせて単価の増額、この 2 点でございましたが、現状はまだ 3 月支給ということには、ようやくっておりません。現在、私どもが所管しておりますいわゆる準要保護の児童生徒に対しますさまざまな支給につきましては、要綱を定めて現在やっております。その要綱の中に、就学援助を受けることができる者は、佐川町立小学校及び中学校に在学する児童生徒の保護者ということがございまして、入学前の新 1 年生に対しては支給できないということになっておりました。今回、国が補助金の交付要綱において、そういった対応ができるようになされましたし、また、支給単価も先ほど御指摘がありましたように、2 万円台から 4 万円台へとそれぞれ大幅に増額しております。

こういった点を踏まえまして、平成 30 年度の新入学生から 3 月支給を実施するようにしたいと考えております。また当然、単価も見直していきたいというふうに考えております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

そしたら準要保護児童生徒も要保護と同じように対応していただくということで、学校教育法の第 19 条には、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないというふうにされております。このことからいえば、要保護児童生徒も準要保護児童生徒もそれぞれ、国、県、市町村の違いはあっても援助が必要と判断をされた児童生徒でありますから、同じように援助されるべきではないかということから御質問させていただきました。

平成 30 年度から準備をしていただけるということですので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。これは、角度を変えれ

ば、子育てがしやすいまちづくりの1つにもなる全てのいろんな条件がある、さまざまな御家庭の全ての御家庭が子育てしやすいということの1つにもなると思いますので、本町は今、本当に子育てしやすい、どこに出しても恥ずかしくないまちづくりが進んでおりますので、その一環としてまた進めていただければと思います。

以上で、私の本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、6番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、10分まで休憩します。

休憩 午前9時57分

再開 午前10時10分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

引き続き、2番、坂本玲子君の発言を許します。

2番（坂本玲子君）

おはようございます。2番議員の坂本です。どうぞよろしく願いいたします。質問に移る前に、一言所感を述べさせていただきます。

先日の高知新聞に、後絶たぬ国保難民という表題で記事が書かれていました。まじめに働いていた人が保険税が払えなくなり無保険になり、受診がおくれて命を落とした方がいるというショッキングな記事でした。その方は高知市の方で、国保の係に相談したというのですが、滞納分の2分の1を払うと、短期保険証を出すと言われたそうです。払うと生きていけない状態だったので、無保険のまま最悪の結果を招いたのです。

実は私も、生協病院から、佐川町在住の方で無保険の方がいるので相談に乗ってほしいと言われて、お世話をしたことがあります。佐川町には生活困窮者の相談支援センターがありますので、そこにつなげました。支援センターの方が親身になって動いてくださり、その方は助かりました。国保料が払えなくて無保険の方が佐川町にいるのなら、そんな方が国保の係に相談においでになられたら、じ

つくりと話を聞き、必要な場合は生活困窮者の相談支援センターにつなげるなど、きめ細かく横のつながりを持って最悪の事態を防いでいただきたいと思います。

質問に移りますが、順序を変えて、最初に放課後児童クラブについてお聞きいたします。

以前、質問で準要保護に該当する世帯は佐川町でどれぐらいいるのか質問しました。それについては把握していないとのことでした。学校に来ている子供の世帯の実態把握は、とても大切です。保育料算定のときには、世帯の所得割額で決定します。保育料で世帯の所得がほぼわかりますので、今回、就学援助に関して準要保護家庭の所得額が明示されました。この金額は、佐川町を含め多くの自治体で、生活保護世帯の基準の 1.3 倍くらいになっています。これは、保護基準以上に所得があっても構わないというのではなく、保護世帯ではかからない各種の費用があり、それらを差し引くと、保護基準と同等になるという金額です。保育利用料からの推計でも構いませんが、どれぐらいの世帯、人数が、準要保護に該当するのか、についてお答えをいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。本年度の準要保護の認定者数をまず申し上げます。小中学校で 93 名でございます。そして、先ほど保育所の状況から見て、そういったものに該当するのはどれくらい出てくるかというようなお話でございました。

平成 29 年 4 月現在の保育所の階層別児童数をお聞きしております。それによりますと、まず準要保護に間違いなくなるであろうと思われる町民税非課税が 55 人とお聞きしております。そして、所得割非課税が 34 名。私どもが現在、ただこれは保育所全体の人数でございますので、毎年この中の何人かが、いずれ小学校へ上がってくる。そうした場合には、準要保護の対象者になり得る人であろうというふうに考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

所得均等割のない家庭ぐらいまでを調べて、それが生活保護基準以下に該当するというその試算は、私はとても納得できません。例えば、D 1 まで、所得割が 4 万 8,500 円以下、ここまでを全部含めますと約 43%。D 2 まで、所得割が 5 万 8,800 円以下、これが 48%。D 4 まで、所得割が 9 万 7 千円以下のところまで含めますと 87.5%

あります。就学援助の所得基準を見ましたら、親子4人、両親と中学生、小学生、その所得額が286万円。単純に計算すると、所得割額6%としまして17万円になります。それを考えますと、保育料だとD6まで該当することになる。そうなると、ほとんどの方が該当する、約90%以上が該当することになると思います。そういうことをその基準額を出して、その所得割額がどれぐらいが該当するかということについては、どんなに思われますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど申し上げましたのは、保育所の階層別の一部分の数字でございまして、私ども、当然D6までの人数はつかんでおります。そして、保育の所得階層別児童数と就学援助の認定で若干異なるのはですね、保育の場合は、御案内のとおり保護者の所得で算定されます。ただ、就学援助そして生活保護は、その世帯全体の所得で算定されるということで、そこら辺で若干、例えば、おじいちゃん、おばあちゃんが一緒に生活しておれば、おじいちゃん、おばあちゃんの収入があれば、就学援助の所得を計算するときに、それも算定されるということで、保育と若干違ってくる、そういった意味も含めまして、特に厳しい人数だけ先ほど申し上げたということでございます。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

ということですね、もちろんいろんな条件があって、可能性はまた違いますが、可能性がある人数っていうのはどれぐらいになると思いますか。

教育長（川井正一君）

平成29年4月の階層別の児童数ということで私どもがつかんでおりますのが、D1で51名。そしてD2で20名。D3で28名。先ほど言われましたD6までいきますと、D4で42名、D5で53名、D6で44名というふうにお聞きをしております。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

人数の把握はわかりましたが、その中で、どれぐらいの方が、可能性があるパーセントはどれぐらいでしょうか。

教育長（川井正一君）

こればかりは、この人数から何%だろうという推計はなかなか難しいと思っております。先ほど申しましたように、実際、その御家

庭から申請をいただかないと、その世帯全体の所得が把握できませんものですから、ただ私どもは、前、坂本議員さんからの御指摘を受け、就学援助の標準世帯で、これぐらいの所得であれば就学援助になりますという、そういった案内を昨年度から各御家庭に配布させていただいておりますので、そういったものを見ていただいて、できるだけ多くの方に申請をしていただければというふうには考えておりますが、現時点でこういった保育所の階層別をもとに何%という推計というのは難しいんじゃないかというふうに思っております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

実はですね、私も係の方と詳しくお話しをしましたときに、この所得割額で考えると、50%は超えるんじゃないかなと、その該当する人が。そういう感じのお話でしたが、それはもちろん正確に、絶対50%を超えるとは言いませんが、そういう可能性があるっていうのはどうでしょうか。

教育長（川井正一君）

私どもで、可能性があるという、高い可能性という意味では、D3ぐらいまでは高い可能性があるんじゃないかと、そのように認識しております。

2 番（坂本玲子君）

D3までとなりますと、大体50%ぐらいの可能性です。以前私が就学援助率をお聞きしましたときに、佐川町は10何%、それが適切な数字ではないかとおっしゃっていましたが、そういうその可能性のある、50%ぐらいは可能性があるなあという現実を見られたときに、どのようにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。前回の御質問で、佐川町が10%台で低いという御質問がございました。私どもとしては、そのときにお答えさせていただいたのは、高知県全体の児童生徒数の約半分近くを占める高知市が30%を超えておる。そういった中で、高知県全体の平均が多分20%台になっておると。ただ、佐川町と近隣の市町村の就学援助の状況、いわゆる就学援助の認定の状況について、変わったことがないのかどうか、調べさせていただきました。この近隣では、例えば土佐市であったり須崎市、また中土佐町が比較的就学援助の率が高うございます。

そういったところの状況をお聞かせいただいたんですが、私どもと特に変わった制度ではない、というふうに認識しております。あくまでも佐川町が結果として 10% 台という低い数字になっております。ただこれは、佐川町だけが低いということではなくて、この近隣の町村でも低いところはいくつかございます。

今後ともやはり大事なことは、こういった就学援助の制度、それをしっかり皆さんに認識していただく、そういったことをやる必要があるのではないかと。あとは、また認定に当たっては、それぞれの御家庭のいわゆる 1.3 倍という基準にとらわれることなく、実情をお聞きして対応するということが大事ではないかというふうに考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

先ほど言われたように、そういう家庭が 50% ぐらいはあるなあという認識をされた上で、佐川町は、それぐらいの申請であるということで、それが今の佐川町の現実だと思いますが、就学援助が本当に必要な御家庭がまだまだたくさんあるということを認識した上で、本当に困っている御家庭に手を差し伸べて、適切な援助をしていくためには、さらにこれから、どのような手法があると考えますか。

教育長（川井正一君）

これをやれば、いいとかいうことは必ずしも断定的なことは申せません。ただ、先ほど申しましたように、そういう実態をしっかりと、私ども、認定する立場が佐川町には非常に厳しい家庭が多いということをまず認識するということがまず、一番スタートだろうかと思っております。

その上で、やっぱりそれぞれの厳しい家庭に寄り添う姿勢、そういったものを持つというのが基本ではないかと思っております。さらに、先ほど申しましたように、そういった認定の前段であります申請をしていただくことが必要でございますので、しっかりと、そういった面での広報、お知らせをしていく、これが大事ではないかと思っております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

こういう現実があるという事実を認定をしながら、そういう御家庭が本当に頑張っておられると、そういうお母さん、そういう御家庭が本当にたくさんあるということをわかっていただいた上で、こ

れからもその健康福祉課との連携などもできますし、それから保育料がこれくらいあったら可能性があるよということを、例えば、お知らせをするとか、こういう施策があるということの周知徹底をするとか、そういういろんなやり方で、本当に困ったときは手を差し伸べるからね、というふうな姿勢で今後やっていていただきたいと思っています。

放課後児童クラブについては、さまざまな改善を実施していただいて、町民の方々も喜んでいます。また今回の議案の中での夏休みの利用料が別途に定められるということで、夏休みの利用だけが必要な御家庭には本当に朗報だと思います。

しかし本当は、クラブに行ったらいい子供が、利用料が払えないために放置されている現実があります。経済的に厳しくて働かなくてはいけない家庭、子供を放置するしかない家庭について、どんなにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

現在、放課後児童クラブということで、佐川小学校ナウマンクラブで対応させていただいております。これまでもいろいろ御意見賜りました。また、受入人数もなかなか十分、期待に応えていないという御指摘も受け、今年度新たに佐川小学校の教室を1つ放課後児童クラブとして使えるような、そういった取り組みをしてきまして、現在、昨年からいいますと、受け入れは、全ての、希望のあった方はナウマンクラブで受け入れている状況でございます。

そういった、いわゆる昼間御家庭にいない、お子さんをしっかり預けることができる体制をまず整えるということと、やはりそういった方が利用しやすいいろんな方策を今後とも考えていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

私が先ほど言いました、もしその子が佐川地域でなかったら、尾川や黒岩の子供だったら、無料で放課後子ども教室を利用することができます。ところが佐川地域であったために有料のクラブしかなく、放置されることになったのです。

私は保育所に務めていました。その中で、乳児の子供を家に置いて働きに畑へ行く家庭がありました。その子供が泣き叫ぼうが、何の手当てもない家庭で育ち、その子が保育に1歳前から来ましたが、もう既に泣きも笑いもしない無反応な子供になっていて、発達の遅

れも顕著でした。一生懸命育てました。かわいい子でした。しかし、全面的には回復しませんでした。子供の教育は小さいときほど有効です。小学生が放置される御家庭では、子供の未来には暗雲が立ち込めています。何とか小さいうちに適切な補助ができないかと思うのです。

そこで、要保護家庭や準要保護家庭の放課後児童クラブの利用料をもっと軽減できないかと思うのです。今は2千円程度減額されると聞いていますが、例えば半額とか免除とか、いろんな、もっと減免できればその子が放置されなくても済むのではないのでしょうか。ぜひ検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。近隣の町村におけます利用料の減額状況を見てみますと、御指摘のありましたように無料のところもございますし、あるいは要保護家庭のみというようなやり方をしているところもございます。さまざまありますが、本年度中に来年度からの利用料そのものを見直すこととしておりますので、その際にあわせて利用料の減額についても検討したいと考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

先ほど、最初に私が言いましたように、準要保護の御家庭は1.3倍だから余計収入があるということではなくて、必要経費を引いたら、要保護家庭とほとんど同じような所得になるということです。ぜひその辺も加味しながら前向いて進めていっていただきたいと思います。

これで、1問目の質問は終了します。

次は国保税に関しての質問をさせていただきます。

まず基本となるのが国民健康保険法ですが、この法律の目的、「第一条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする。」と書いています。すなわち国保は互助制度ではなく社会保障制度であるという認識をしていますが、その認識でよろしいでしょうか。

町民課長（和田強君）

おはようございます。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。先ほどおっしゃられましたように、第一条により社会保障制度の向上のために国保事業を健全に運営する必要があるというふ

うに認識しております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

その認識はすばらしいと思いますが、来年度から国保が県に移管されます。国保が県に移管されて変わるところと変わらないところがあると思いますが、こういったことが予想されるか教えていただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

県に移管されたことで変わる点、変わらない点ということでございますが、現在は、それぞれの市町村でその団体の被保険者の保険給付に応じた保険税額を算定しておりますが、平成 30 年度からは県が算定した市町村ごとの事業費納付金に応じて保険税額を算定することとなります。その事業費納付金の配分方法につきましては、現在、県市町村国民健康保険事業運営検討協議会で協議されております。現時点で決定していることについては 3 点となっております。

1 点目は、各市町村において保険料率を定めるに当たって参考とする標準保険料率を、県が示すための保険料率の算定方式については所得割、被保険者均等割、世帯平等割を用いた 3 方式とするという点。

2 点目は、当面は保険料水準の統一はせず、市町村の医療費水準を反映させた事業費納付金とする。つまり保険料が多いところが相対的に負担が多くなるということになりますが、どの程度医療費水準を反映させるかは県と市町村で協議中でございます。

3 点目は、賦課限度額については政令で定める額、従来の方の額のとおりということになっておりまして、決定している点は、この 3 点だけでございます。以上です。

2 番（坂本玲子君）

国保税額が高くなるのではないかとということを心配される方がいますが、その辺の予想はどうでしょうか。

町民課長（和田強君）

その点につきましては、先ほど申し上げた 3 点が決定しておるだけですので、現時点で佐川町の保険税が上がるか下がるかというのはお示しできる状態にはありません。以上です。

2 番（坂本玲子君）

では、次に徴税方式について伺います。県では、3 方式を採用すると聞いています。佐川町はどうするのかということでお聞

きします。

法では4方式も認められていますが、固定資産税を加えるのは税の二重取りとなるのではとの指摘があります。前回、少し前にこの質問をしましたときに、横山元町民課長はその質問に答えて、①最近の国保被保険者は無職とか低所得の方が多くなっている。②資産の保有が担税力をあらわすということがなくなっている。③ほかの医療保険には資産割がない。④町外の資産には課税対象から外れる。⑤固定資産税の二重課税的な感覚になるなどのことが問題点として上がっていると答えています。

これは議会の場でお答えしたことです、行政としての共通認識だと思います。そこで、和田課長にお伺いします。その認識すなわち現方式には問題があると、将来的には3方式になっていくだろう、そのほうが望ましいとそういうふうに捉えているのでしょうか。

町民課長（和田強君）

資産割につきましては、従来は国保の被保険者が自営業や農林業者が占めており、固定資産の所有が負担能力を示すものと捉えられており、資産割が所得割の補完する位置づけであったものが被保険者が職を失ったものや所得が少ない方々が多くなり、住居用の固定資産が多くを占め、必ずしも資産の保有が担税力をあらわすものではなくなっていると思われる点や、町外に保有する固定資産については対象とならないなどにより、被保険者の中には資産割に対する抵抗感がある方がいらっしゃることは承知しております。

また個人ごとにかかる保険料ではありますが、後に制度化された介護保険や後期高齢者医療保険等については資産割はありません。そういった状況の中にあって、平成27年度の国民健康保険税率改正においては、所得割、均等割、平等割の税率及び税額を上げるなか、資産割の税率については、63.11%から57%へと引き下げております。

さらに、平成30年度の国保広域化に向け、県が示す標準保険料率の算定方式を3方式にするとのことですので、平成30年度以降、町の国保税を検討するに当たっては、段階的に国民健康保険税に占める資産割の割合を少なくし、最終的には賦課方式を所得割、均等割、平等割の3方式にする方向で協議を行いたいと考えております。以上です。

2番（坂本玲子君）

来年度から県に移管される。これを機会に佐川町でもその方式について検討するということですので、方向としては私も大変いいのではないかなと思うんですが、実はですね、本当に国保税、大変な方は、何の減額もない、限度額には達しない中間層だと思いますが、そういう認識はあるでしょうか。

町民課長（和田強君）

限度額、負担限度額まで賦課されない、けども、均等割、平等割の軽減も受けない世帯という方はいらっしゃると思いますが、均等割、平等割の軽減を受けないということは、一定その所得があるということになっておりますので、そういう軽減もかからない負担限度額にも到達しない中間層の方の税負担について、それが負担であるのかどうなのかということについては、その世帯の状況によって異なると考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

佐川町ではですね、その7割の方が減免の対象となっています。残りの3割の方々に、所得の低い方々の分まで補うということになって、それには無理があるのではないのでしょうか。それでも、私もその一員ですが、所得があれば払わなければならないと思います。所得を生む資産でしたら、所得税を払います。資産を持っているために固定資産税も払います。だけどその二重取りには本当に納得できないなあという考えがたくさんいるということは認識していただきたいし、本当にその中間層の方々が本当に大丈夫なのかっていうのは、そうではないということが最近わかってきています。

そういう意味でですね、この制度が社会福祉制度であると考えれば、その充実を国や県にも積極的に進言をしていってほしいと願っていますが、その辺はいかがでしょうか。

町民課長（和田強君）

まず二重取りの件につきましては、二重取りではないということとで以前に回答させていただいているのではないかなと思うんですが、その中間層の方が実際大丈夫なのかどうなのかっていう点についてはですね、個別にその方の生活実態とかを把握しているわけではありませぬので、そういう意味では把握できてないということにはなります。以上です。

2 番（坂本玲子君）

国や県にも積極的に進言をしていってほしいとお願いをしまし

たが、その辺はいかがでしょうか。

町民課長（和田強君）

その点につきましては、機会があるときに進言していきたいと思っています。以上です。

2 番（坂本玲子君）

別の角度からお聞きします。最初に国保の目的についてお話しをしました。国保は互助会制度ではなく、社会保障の観点で運営されるべきものです。そのため、国や県も町もその運営にかかわり、費用の一部を負担しています。ところがその保険税が高騰し、あたかも互助会制度で不足分は被保険者が全額出すのが当然のようになって、国保加入者の首を絞めている現状があります。所得に占める国保税の割合は2割にも達しています。ほかの健康保険の倍以上です。最近では、保険税を払うと、生活保護基準以下の生活を余儀なくされる家庭も出てきています。

2014 年の国会答弁では、全国で 685 もの自治体で境界層措置の導入を実施しているようです。約 40% の自治体が導入していることとなります。生活保護基準は国民が憲法で保障された基本的人権を守ることです。それ以下の生活を強いることは憲法違反になるのです。佐川町が国保税を払うことによって、実質的に保護世帯基準以下になっている世帯はどれくらいあるのでしょうか。

町民課長（和田強君）

国民健康保険には、境界層措置に関し、保険税を軽減する法制度というのがございません。そのため佐川町においても、独自に制度化することとしておりませんので、対象者世帯の定義そのものがないこともあり、把握はできておりません。以上です。

2 番（坂本玲子君）

それを認識しないで、国保税は使った分だけとはいう形で上げていくのは、いかがなものかなと。憲法で決められた基本的人権は、やっぱり守るべきだと。国は、最低限の生活を保障するため生活保護制度を実施しています。払うことにより生活保護基準以下の生活になってしまう可能性があるという、実際あるからこの 685 もの自治体が境界層措置の導入をしているわけですが、それに対してはどのようにお考えでしょうか。

町民課長（和田強君）

境界層措置につきまして、介護保険の制度においては、制度化さ

れたものがございます。この概要というのが介護保険における低所得者の配慮として、保険料、特定入所者サービス費、高額介護サービス費の自己負担上限額について、より低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態となる者について当該低い額を適用することとしている、という制度のようです。つまり、措置については、生活保護申請の却下の理由という形になっているようです。

国民健康保険税におきましては、介護保険料とは異なりまして、既に応益割、均等割、平等割を軽減する制度というのが設けられておりまして、平成 29 年度につきましてもこの軽減措置の対象というのが拡充するようになっております。その財源は、国、県、町により補填されるということになっております。

国民健康保険においては、国保税を軽減する場合は、その財源をどこかに求める必要がございますが、境界層の軽減に対しての財源補填の制度はありませんので、その分というのが、その他の被保険者に負担していただく必要というのが生じてきます。所得が少ない世帯への軽減制度がある以上、それ以上の軽減を行い、その負担を他の被保険者に求めることは困難かと考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

今のところ、国のそういう法がないからできないと。けど実際には 40%もの自治体でやっている。そういう実態もあるということは事実です。住民もね、私は何とか他人様に迷惑をかけないで生活していこうと思っていると思います。何とか自分の力で稼いで払うものは払おうと、やって頑張っています。けれども、先ほど教育委員会に準要保護世帯についてお聞きしましたが、教育委員会の試算、大体 50%ぐらいはそういう境界線で頑張っているんじゃないかなあという認識でしたが、それは若者だけではありません。多くの町民もそうであると推測されるのです。

ある自治体では、境界層証明書を出せば、所得割額の全額を減免しています。そういう既に 40%もの自治体が行っている施策ですので、国がやる前に、例えば医療費の無料化などは国がやる前に町村で決めてやりました。それは、町がどういう姿勢で住民に対するかということだと思いますので、ぜひ、最低限の生活を保障するために佐川町でも検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長（和田強君）

現時点でそれを導入するというお答えは、なかなかできないとは思いますが、今後、平成 30 年度の保険料につきましては、今後、国保運営協議会等で協議をしていくことになりますので、そういった中においてもですね、こういった議論についても議論を深めていきたいと思います。

ちなみに、この境界層制度につきまして、県下全体を調べることはちょっとできなかったんですが、中央西福祉保健所管内の団体、仁淀川町、越知町、佐川町、いの町、日高村がありますが、その中で、境界層措置として制度化されているのは日高村のみ、それ以外はないようです。市のほうでは土佐市とか須崎市さん、あと、ちょっと高知市は調べておりませんが、も、措置はされてない。日高村の制度につきましては、制度化はされているようですけども、申請というのは今のところない状態のようです。以上です。

2 番（坂本玲子君）

以前、障害者認定のときに、健康福祉課長に提言をしたときに、一番最初の質問のときには、近隣町村がまだあんまりやってないし、しませんみたいな形でしたが、その次のときには、調べたときにはかなりの自治体がやっていたというふうな実態もあるようです。そういうことをやるやらんは、本当に住民の立場に立った施策をどうするかという視点で検討をやっていただきたいと思っています。

もう 1 点。その境界層に関して言いますと、国がやっている施策もあります。平成 22 年 9 月 13 日、厚労省から出された通達で、一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱期間の一部負担金の取り扱いについての一部改正についての文書の中で、入院した場合、所得が生活保護世帯以下の世帯で、預貯金が生活保護基準の 3 カ月以内の世帯は負担の減免ができ、その費用は減免額の 2 分の 1、特別調整交付金で国が補償するということになっています。この制度を佐川町では、もちろん実施していると思いますが、その辺の利用はいかがでしょうか。

町民課長（和田強君）

佐川町におきましては、平成 23 年の 3 月に、佐川町国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱期間の一部負担金の取り扱いに係る事務取扱要綱というのを施行しております。

ですが、現在のところ、申請というのはございません。以上です。

2 番（坂本玲子君）

そういう制度があることをですね、町民の方々は知らないんじゃないかと私は思ってしまうのです。そういう制度があることを広く知らせていってほしいと願います。知らなければ利用できません。私たちは、住民の方々が困ったときには役場に相談すればいいよとお話しすることになっています。この間も、町外の方ですが、親の遺産のことで町民課に相談し、非常に丁寧な対応をしていただいた。佐川町の職員の対応は本当にすばらしいなという声も聞いております。そういう意味で、住民の方が困ったよって来られたときに、こんな制度もあるよとか、丁寧にですね、ぜひ対応をしていただきたいと思います。

もう1点。子育て世帯の国保税についてお伺いします。子育てしやすい町宣言を平成30年度に実施すると10年総合計画にあります。国保加入の子供のいる世帯はどれくらいあるのでしょうか。

町民課長（和田強君）

平成25年5月26日現在で、被保険者数3,387に対して、子供さんの定義がありますが、高校生相当以下の方というふうに捉えた場合、287名、8.47%になります。世帯数で申し上げますと、2,151世帯中155世帯、7.21%ということになります。以上です。

2番（坂本玲子君）

子供のいる家庭で、国保に加入している方は本当に大変という声を聞きます。所得のある人からはその所得から33万円を引くのですが、子供は所得がありません。それがマイナス33万円になればもったいいんですが、そうならないでいいです。子育てには出費がかかりますが、それによる軽減がないのです。本当に過酷な制度と言わざるを得ません。子育て世帯の国保税軽減のため、均等割を軽減できないかという提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長（和田強君）

地方税法第703条の4第9項により、被保険者均等割額は、被保険者均等割総額を被保険者の数に案分して算定するとなっております。文字どおり、年齢に関係なく応益の負担として均等に賦課することが原則になっています。子供の均等割を軽減するためには、子供のいない世帯にその負担を求めるということになります。

現在の被保険者世帯の税の負担感を考えた場合に、その導入というのは困難であると考えております。以上です。

2番（坂本玲子君）

私の言っているのは、それをほかの人にかぶせたらいいということではなくて、町の単独事業としてそういうことはできないかという意味です。急に言うて急に、ほなしまししょうとはならないとは思いますが、子育て世代に優しい制度をぜひつくっていただきたいと。もちろんその費用は、その被保険者にかぶせることなく町で負担をして町単独事業として、例えば、ほかの医療費無料とか、そういうところみたいな形でですね、やっていけたらいいなあと思います。

現在、町は保険税を上げないために一般会計からの繰り入れを行っています。それについて、議会懇談会で町内5カ所で説明をしましたが、どこの会場でも異議を唱える方はいませんでした。議会懇談会で説明したということは、議会議員もそのことに異議がないということではないでしょうか。

町長は平成29年度までは上げないと明言されましたが、それは今年度までです。過酷な保険税を軽減するため一般会計から繰り入れすることは、住民の願いに一致します。ほとんどの自治体でも行われています。ぜひ佐川町でも継続し、一般会計からの繰り入れを続けていただきたいと思います。さらに、社会福祉の制度であることを踏まえ、所得の2割も出さなくてはいけない制度ではなく、せめて1割を上限とするような制度になるよう、国や県に働きかけていただきたいと思います。

これで、次の質問に移ります。

次の質問はぐるぐるバスに関してです。

先ほど松浦議員が非常に丁寧にぐるぐるバスの今の実証運転についての話を聞いていましたので、重なる部分があるかと思いますが、できるだけ重ならないようにお聞きしたいと思います。

大体、利用者数はわかりましたが、そのぐるぐるバスを走らせるに当たり、バス代とかそういうのは別にして、1日当たりの経費は大体どれくらいかかる見積もりでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今の1日当たりの費用ということでございますけれども、まず、この実証運行をお願いしている事業所におきましては、町内の3事業所、タクシー事業者で、2カ月交代で委託という形にしております。

詳しい、ちょっと1日当たりのですね算定費用というものが今、手元にはないんですけれども、業者の委託料といたしましては180万

円。180 万円の委託料としてお願いをしておりますので、ちょっと 1 日当たりの換算は、少し今、手元で計算できませんけれども、その費用額でお願いをしております。

2 番（坂本玲子君）

6 カ月でですね、大体 500 万ぐらいの予算を組んでるかと思うんですが、月 20 日として計算をすると大体 1 日 4 万円ぐらいかかるんじゃないかなと。そういうことをまず念頭に置いてお答えいただきたいのですが。

前回の議会のときに、福祉の感覚が抜け落ちていると、今の方式では不十分だということは申し上げました。以前、タクシーを利用する人数を調べたときに、運行時間内では 1 日平均 10 人との結果が出ていましたが、この認識でよろしいでしょうか。また、今このぐるぐるバスが走り出してその人数は減ったのか増えたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。先ほど、松浦議員の御質問にもお答えをさせていただきました。利用の人数につきましての予測についてはですね、この実証運行の、あらかじめ予測を立てておりますけれども、1 日当たり、中心部ぐるぐる線 15 人、そして他の路線については平均 16 人ということで、これを単純に合計いたしますと、1 日合計 163 人というふうな試算というものをしております。それに対しての実績ですけれども、1 日あたりの利用としては 10 人未満ということになりますので、現状としてはかなり少ないというふうには思っております。

2 番（坂本玲子君）

それが走ることにより、タクシーの利用なんかはどうなっているかの調査はしていませんか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、一番影響の算出しやすいと言いますか、まず、黒岩観光バスが尾川と黒岩同じ区間を走っているところがございしますので、その黒岩観光バスのもので、5 月分はちょっとお聞きできませんでしたが、4 月分の減収、その路線のもので減収というものを、暫定的に教えていただいております。それについては、もう合計して 3 万円程度の減収ということで、これが大きな影響かどうかというものについてはまだ、その利用者がですねどうい

った利用者であるかということも分析も必要だと思いますので、なかなか言えないとは思いますが、金額としてはその程度の減収。あとの3事業者、タクシーの事業者についてはですね、なかなか具体的に金額の減収が影響がどれくらいあるかということの金額としては、現在としては資料は持っておりません。

2 番（坂本玲子君）

本当に困った人がタクシーを利用したりしてお買い物や病院へおいでているのですから、そこの辺の、本当にバスを走らせることによってその人たちが便利になって、利用しなくて済むようになったのかなどうなのかなという観点で、私はぜひ調べていただきたいと思います。

このバスをつくるときに、1つは空白のバス路線のないところをカバーできるように、もう1つは福祉という目的があったと思いますが、普通に考えましても、車を持っている方はなかなかバスを利用しないんじゃないかなと。本当にバスを利用したい、本当にバスを利用しなければならないという方はどういう方だと思われますか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。なかなか難しい答えなんですけれども、さまざま、理由はあると思います。もちろん、おっしゃられたように、自動車を持っておってですね自由に乘られる方については、なかなかバスの利用は少ない、現実的に少ないんだろうとは思いますが、例えば学生さんであったりとしても、バスの利用を希望される人もおいでだと思います。もちろん高齢者、お年寄りについてもですね、なかなか自分で運転ができない方がバスの利用ができれば、うれしいことだろうと。障害がある方についてもしかりだというふうに思っています。それはさまざまだと思います。

2 番（坂本玲子君）

本当にさまざまな方が利用されると思いますが、その中で本当に必要な人は、例えば通勤通学で利用される方とか、それから本当に自分で車がないから高齢になって車が運転できない、そういう方のための、私は、このバスだと思うんですね。だからその人たちが満足しないようなシステムはいかなかなものかと。やっぱりそこを満足できるような形にしていかなければならないんじゃないかと。私もいろんな方からお話をお聞きしましたが、やはり今のやり方では不

十分じゃないかなという声が私のところには多かったように思います。

もちろんまだ実証運転して2カ月ですので、十分行き渡ってないとかさまざまな理由はあろうかと思いますが、やっぱり今のやり方どうかという声が聞こえてきます。それに、その費用対効果を言うのではありませんが、できるだけ少ない予算で最大の効果を上げるようにするのが行政の手腕だと思います。そういう人は別にタクシー券を余分に出せばいいよという、そういう考えではなくて、どうすれば最も効率よくみんなが使いやすいシステムができるかというふうな観点での検討が必要ではないかと。

前に、バス路線で批判にあったのは、バスが空気を運ぶ、そういう実態もあんまり変わってないんじゃないかなと。障害者へのタクシー券ももちろんそのままですし、本当に経費は上積みばかりになっていると。その辺に主婦の感覚が必要じゃないかと思います。今の利用料を考えますと、明らかにデマンド方式がいいと思うのですが、やり始めたことですので、全部変えることは難しいでしょう。

そこで、デマンド方式と路線方式の合体するやり方を提案をしたいと思います。そうすればもっと利用しやすく費用が軽減できるのではないかと思うのです。

例えば、年内には4地区に集落活動センターができます。佐川にも夢まちランドがオープンしました。町も集落活動センターに支援員を1名配置をしています。3台のバスがありますので1台は中心部で使うとして、あと2台は各集落活動センターで、地域別に2日に1遍ぐらい、1時間に1遍ぐらい中心部へ来ると。その待っている時間帯においては、地域の方から要望があれば、お家まで迎えにいくと。そういうふうなシステムっていうのも、大胆に考えるとできると思うんですね。

乗りかえが難しい方は、町まで直通、町中心まで直通にすると。そういう福祉タクシーも兼ねれたら、ずっと効率的にいくんじゃないかなと。そういう大きな発想の転換で、本当の町民の足となるシステムができると思うんですが、そういうさまざまな柔軟な考えで、もっと検討することはできるでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、坂本議員おっしゃられたデマンドバスが望ましいということにつきましては、基本的には、繰り返しにな

りますけれども、この3年間の議論の中でですね、公共交通会議議論の中で、この定時定路線がいいということでスタートを切っております。ので、それは町民の方さまざま御意見があることは承知しております。ので、その辺は御承知置きいただきたいというふうに思います。

あとですね、集落活動センターそれからあったかふれあいセンターもそうですけれども、各地区の各拠点があります。もちろんその実証運行と本格運行もそうですけれども、そちらの拠点のほうに利便性を持たしてですね、停留できるような形でもダイヤの運行をしております。

あと、地域の住民の方の利便性を考える。それから費用対効果ということもありますけれども、もちろん、いくらでもお金をかけてもええというわけではありません。財政的なこともありますので、そこは将来的にですね、絶対これでないといけないという話ではなくて、いろいろな御意見をいただきながら、変えられるところは変えていくということですね、もちろん、可能性としてはありますけれども、現時点で、まだ実証運行が始まったばかりですので、そこらあたりの議論は、ちょっと尚早ではないかなあというふうに思っております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

3年間十分な論議をしていただいたのかと思いますが、例えば審議会の中で町が出してきた意見、もとの原本を大体町が行政のほうでつくりましますので、それを覆すような意見を出すのはなかなか難しいと、心で思っているけれども出せないというふうな状態もあったのではないかと、私は思うのです。

いろんな会へ私も参加しますが、そんな感じがあるなあというのは思いますので、そういう提案の仕方の問題もあるかと思うので、私は1つの方式を、こんなのもできるよ、と、こんなのはどう、っていうふうな案を出しただけで、ほかのいろんな方がいろんな意見を持っておいでだと思います。それを、本当に、使う人の立場になって考えられるような案を出せるような、そういうふうな行政がそういう、もともと出すときにですね、そこの辺を考えていただきたいなと思っています。

ここで視点を変えて、そういう審議会とか検討会とか、さまざまな会があると思いますが、その点についてお伺いします。

審議会や検討会、協議会、あるいは委員会、その様子はいかななものかと私は、どんなものかなあと思うんですが、町は町民の意見を聞くためにさまざまな審議会等をつくっています。それが本当に役立っているのかなと、町民の意見を反映できている会になっているのかなという不安があります。

まず、委員を選ぶ基準は何でしょう。法的に決まっていることもあるかと思いますが、ほとんどの会に同じようなメンバーが集まり、余りじっくり考えることなく行政の方の出した案を承認するだけの会になっていないかどうか、そこの辺を非常に心配をするわけですが、やっぱり、せっかく会を開くには活発に意見が出る会、そういう会が全体でどれぐらいあるのかなあというのを思います。

実は私も現職のときに、充て職で余り内容のわからない会に出席したことがありました。資料は当日渡され、現状もわからないまま意見も言えませんでした。私は、今もさまざまな協議会に出席していますが、必ず資料の事前配布を要求します。配布された資料については事前に勉強したり、ほかの人の意見を聞いたりします。やっぱりそういうふうなことをされて、いろんな会のメンバーを集められるわけですので、その事前にきちっと検討できるくらいの時間も必要だと思いますし、そういう資料も必要だし、本気で考える委員を選ぶべきじゃないかなあ。ただそのアリバイ証明になっているだけのような会を開いても、何かナンセンスではないかと。

そこで、その委員の選び方を考える。委員の学習に配慮する。検討事案を事前学習できるように事前配布するなど、改善すべきはたくさんあります。また、委員を受けた方にももちろん責任があります。地域の代表として参加するだったら、会の前に地域の方の意見を聞いてくるとか、そういうふうな役割もあると思いますので、その辺に対して、検討会や審議会について、どのようにお考えなのか、どのように改善できるのかお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。坂本議員は、いろいろな会で事前にしっかり資料を見ていただいてですね、貴重な意見をいただいておりますことを、この場で、改めまして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

まず1つ目につきましては、公共交通会議において、委員の方の意見が通りづらかったんじゃないかと、行政が出した意見でそのま

まごり押ししたんじゃないかっていうような御意見もありましたが、決してそのようなことはしておりません。

国土交通省の方にも来ていただいたことありますが、基本的に、ほかの自治体では割ともうお膳立てされてですね、しゃんしゃんで意見も出ずに終わるということがほとんどだと言われておりましたが、佐川で、その会はですね、その国交省の方が来られた会は合意形成を図りましょうということで、各テーブルを4名ないし5名に分かれて意見を自由に出し合って、こうだったらいいよねって、佐川町の公共交通はこのようなあり方がいいよねということで、意見を柔軟に出していただきました。

その会がものすごく画期的ですばらしいということで、国土交通省の中でも、高知県の佐川町はこういう取り組みをして地域の公共交通を考えてるということを言わせていただきます、というふうにおっしゃっていただきました。大変うれしいお話でした。

中心部循環線をぐるぐる回るバスにつきましても、委員の方から、やっぱりぐるぐる回れるバスが走ったほうがいいんじゃないのという意見がありまして、それも採用させていただきました。

いろいろな意見が出ました。デマンドバス、デマンドタクシーに対する提案に対しても意見も出ました。3年間じっくりと協議を重ねて意見も出していただきながら、役場のほうで調査した内容についてお知らせをさせていただきながら、これでいきましょうということで、今、実証運行をしているメニュー、運行形態、運行方式で実際進めておりますので、今後は改善をしないということではありません。多くの方のまた意見を聞きながら取り組んでいきたいなと思います。

ただ、この公共交通というのは大変難しい取り組みであります。地域の空白地域、交通空白地域をまずなくす、このことをしっかりと主眼に置いて、大きな目的として置いてですね、公共交通の組み立てをしていこうと。その中で、福祉のあり方もしっかりと考えて、できるだけ多くの人が利用しやすい、納得していただきやすい、全体の公共交通、交通のあり方を考えようということになっております。

その中で公助、当然必要になりますが、共助のあり方も大切になってきます。あったかふれあいセンターで今、お迎えに行っております。これは公助の1つであります。公助だけでは限界もあります

ので、地域地域との共助ということもぜひ、住民の皆さんとも議論をしながら、より多くの方が家から出かけていただいて、幸せて健康な日々を送れるようにみんなで考えていきたいと、そのように思っております。決して行政から押しつけの公共交通をすることはございませんので御理解をいただきたいと思います。

続きまして、審議会、それぞれの協議会の委員さんの選考方法につきましては、私が就任以来、改善を少しずつではありますが図っております。女性の方をぜひ入れていこう、若い人にも入っていただく、地域のバランスも考えよう、いろいろなバランスを考慮した委員の皆さんの選定の仕方を配慮してます。全ての協議会、審議会で意見が活発に出るとは言いません。意見が余り出ない会もありますが、少しずつ少しずつ改善を図っております。

とても意見の出る協議会、審議会もあります。坂本議員には一番最初にもお話しさせていただきましたが、本当にいろいろたくさん意見をいただいております。本当にありがたいと思ってます。役場の中では、少しずつ改善を図っておりますので、ぜひ長い目で見ていただきたいと。男性、女性、先輩から若者までですね、地域それぞれバランスを考慮した今後も審議会の委員さんの選定、配慮していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

選考につきまして、また審議会に臨む姿勢につきましては、今お話ししたとおりでございますので、ぜひ長い目でまた御指導いただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。実はですね、さっき町長が言われた会で非常に活発な意見が出たということがあって、中間報告という形で、何という会やったかそれをちゃんと覚えてないですが、2年くらい前に中間報告を出しています。その中に、路線空白地域をなくすっていうのと同程度ぐらいに、そういう本当に困っている方の福祉の視点での路線バスをつくるというふうに、そこでは書いていたんです。それが現実的に実証運転になったときにそれが全て抜け落ちてましたので、言わせていただかないかんかなあと思って、言わせていただきます。

そういう意味で、その皆さんの出た意見を本当に大事にするなら、それも考慮したような今後のあり方をぜひ考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

手話言語条例についてです。

手話言語条例の制定については、昨年度中村議員の質問に、9月に制定する方向で準備したいという返答がありましたが、その進捗状況についてお伺いします。また、そのときに、前課長は、ただ条例を制定するためだけではなくて、障害者への理解を深めるようにしていくことも大切だと言っておられましたので、そのための何らかの行動や計画があるかどうか、その2点についてお答えいただきたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。手話言語条例の制定につきましては、昨年12月議会で中村議員から質問があり、引き続きの質問となります。

ことしの9月議会において条例案を上程するように現在進めております。条例案づくりに当たり、まず佐川町身体障害者協議会与話し合いを持ち、貴重な意見をいただきました。その中で、佐川町の条例は手話に特化したものではなく、手話以外、要約筆記であったり、点字、音声等も含めたものとしてもらいたいという御意見がありましたので、条例案の素案を作成した後ですね、意見が反映しているかどうか、また身体障害者協議会とですね、再度話し合いを持ち、佐川らしい条例になるよう準備を進めてまいりたいと思っています。

障害者に優しい行動等ということで、職員研修などを考えております。職員研修はですね、条例が制定した後ですね、年度中にですねマニュアルを作成して、早い時期にですね、職員対象にした研修会を実施したいというふうに考えています。以上です。

2番（坂本玲子君）

昨年の4月に障害者差別解消法が施行されて1年がたちました。しかし、障害者への理解が進んだと感じている当事者はまだ少ないという記事が高知新聞に出ていました。記事では、明石市は障害者が利用しやすい設備や物品をそろえる事業者や団体に1件当たり20万円を助成する制度を創設したそうです。佐川町でも、ぜひ活発に何らかの行動を起こしてほしいと願っています。

例えば、会の初めには手話の歌を歌おうと決めた団体もあります。お金をかけなくてもできることがありますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと願っています。

次、介護度１、２の障害者認定についてお伺いします。

12月議会でお聞きしました。そのときに健康福祉課長は来年度の確定申告に間に合うように検討するとの答弁でした。その進捗状況をお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。介護保険の要介護者の障害者認定についての御質問ですが、今まで何度か質問がありました。3月議会でも坂本議員のほうから質問がありましたことについて、現在課内でですね検討をしております。今までの回答と重複するかもしれませんが、まず県内ですね状況についてお話しします。

障害者控除の対象となる範囲はですね、県下の市町村で異なります。全てを調べたわけではございませんが、要介護１とですね、要介護３がほとんど多いような市町村になってます。佐川町も対象としましては要介護３以上になり、近隣の越知町、仁淀川町も同じ範囲になってます。佐川町を含めるこの３町につきましては、高吾北広域町村事務組合の介護認定審査会の構成町となっており、現在この３町については範囲が同じ扱いというふうになっております。

介護保険制度につきましては、要介護状態になってもそれ以上悪化しないように維持、改善することを目指しております。要介護３以上の方の改善は、なかなか難しいというふうに考えますが、要介護２までの方の改善については、図ることが望めます。

また国の動向としまして、来年度へ向けて高齢者の自立や重度化の防止につながるサービスの一層の強化を施設、事業所に促す観点から、介護報酬によるインセンティブ、給付等なんかの拡大を検討しているというふうになってます。

以上のことを踏まえてですね、より一層慎重に検討していきたいというふうに考えております。以上です。

２番（坂本玲子君）

すみません、よくわからなかったんですが、やる意向があるのかないのかを言うていただきますか。

失礼しました。そのやるつもりがあるのかないのか、そこの辺を明確にちょっと言っていただきますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

すみません、同じような回答になるんですが、先ほど言ったことをですね、十分ですねまた検討をしてですね、やるやらないという

のはですね、最終的にこれは町長ですね、承認ということになりますので、課で十分議論してもんでですね、その結果をまた町長のほうにお伝えして、どうするかということを決めていきたいというに考えております。

2 番（坂本玲子君）

前回の質問のときにですね、きょうその資料を持ってないので確かではありませんが、前の課長は、近隣町村の、ここから奥の越知とかはやっていないけれども、日高とかあっち向いて行ったときには、やっているところが多いと。だから私は前向きに検討するというふうに認識をしていたんですが、そうではないんですか。

健康福祉課長（田村秀明君）

前向きとかいうことじゃなしにですね、まずはですね、まず近隣町村の動向であったりとかですね、先ほど言いました国の来年度のですね動向なんかも踏まえてですね、やっぱりそういったところをですね、十分議論して考えていきたいということで、ちょっと答えにならないかも知れませんが、一応検討させていただくということになります。

2 番（坂本玲子君）

本当に、十分検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、2 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4 番、森正彦君の発言を許します。

4 番（森正彦君）

4 番議員の森です。通告に従って質問をさせていただきます。私たち議会は、5 月に町内 5 地区で議会懇談会を開催しました。参加

者は決して多くはありませんでしたけれども、その中でも一般的な要望だけでなく、議会として真剣に取り組まなければならない課題の提言もありました。

また尾川、黒岩では、お酒を酌み交わしての懇談もあり、よい意見交換もできました。よかったなと思っています。その中で、農業に関する意見もいただきました。高齢化による農業の衰退を心配する意見です。それも非農家からでした。地域農業の現状は、その人たちも心配するほどの状況であるのだということだと思いました。

反面、Uターンして農業に取り組んでいる若者が話してくれました。「私は四万十町の担い手育成センターで研修をしていました。そこでトマトの栽培を任され、通常よりも多くの収量をあげることができました。今、ハウスもできていて、この秋から実践スタートです」と自信に満ちた表情で希望を語ってくれました。

それでは質問に入ります。

3月議会でも言わしていただきましたが、今、地域農業は大きな転換点にきていると思います。特に問題点は稲作で、この稲作、高齢化、経営難であります。高齢化で非常に難しい状況の中で、経営難に陥っておるという状況であります。稲作経営は、現状の仕組みでは継続は難しいというのは非農家でも思う状況になっているところがございます。

広がる田んぼや棚田での稲作は地域の原風景であり、地域の文化の源でもあります。また、豊かな環境そのものでもあります。守っていかなければならない大切なものです。今、地域には稲作で1ヘクタール以上栽培し頑張っておられる農家もいます。また、集落営農組織もあります。

しかし、非常に厳しい状況で、個別には今以上の経営拡大は困難な状況にあると思います。有利な販路がないからです。また販路があったとしても、さらに大きな投資が必要になってきます。面積を拡大しようとするれば、さらに大きな投資が必要になってくるわけでございます。

政府は、競争力のある農業の実現を言っていますが、米国の米どころ、カリフォルニア州の近郊の稲作農家の平均は160ヘクタール、あるいはオーストラリアでも米の産地の平均は60ヘクタールで、とても競争、我々で、この地域で競争できるようなものではありません。そういうことですので、私は、稲作経営で成り立つのは一部の

経営体のみであり、その経営体が全体の水田を守ることはできないと思っています。

そこで質問です。どのようにすれば稲作を続けられていけるのでしょうか。お考えをお願いします。

産業建設課長（公文博章君）

森議員の質問にお答えさせていただきます。佐川町では、農業従事者の高齢化、農業後継者の不足などから、地域農業は非常に厳しい状況となっております。中でも稲作につきましては、米需要の減少などによる米の買い取り価格の低迷など、農業者が稲作を継続することが難しい状況に加えて、後継者不足などにより耕作できない農地が増えている。まさにそういった状況になっていると認識をしております。

生産基盤である農地につきましては、農作物を栽培することのほかに、水源の涵養、自然環境の保全、農村景観の維持など、森議員おっしゃられましたように、多くの機能を有しております。そういった面からも、広い農地を確保していくためには、稲作というものは非常に大切であると考えております。

稲作につきましては、耕作を継続しても米の販売先がない、地域のリーダーがいらないなど多くの課題がありますことから、WCS用の稲や飼料用米など、非主食用米への転換をするなど、国の交付金を活用した稲作の継続を検討していく必要もあると考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。稲作も全然可能性がないわけじゃない。だめなわけじゃない。佐川の米は結構おいしいし、ファンもおいでます。また酒米もあります。先ほど課長が言われてたように、飼料米や飼料稲を栽培する方法もあります。稲作での経営確立も必要であるわけではございますが、しかし私はですね、稲作単一経営でですね、今の佐川町の水田を維持していくのは相当困難だと思っておるわけでございます。

そこで思うのは、園芸と稲作、あるいは林業との組み合わせで水田を守る方法です。園芸農家の経営は順調で、大きな所得を上げている農家も多くあります。しかし、余りもうからない稲作は、経営の足かせになりかねません。そうなると、稲作に手を出す農家はいないのではないかと思います。現実には、規模の大きい農家はほと

んど稲作を行っていません。個人経営の園芸と稲作の組み合わせは、私は困難だと思っています。

園芸と稲作を組み合わすとすれば、公共性を持った法人等でなければならないのではと思います。2016年度の農業白書の中でも、法人経営体の常雇い人数が大幅増になったと報告されています。全国で法人経営体の存在が大きくなっていることからくるものであります。この法人経営体はもちろん稲作経営だけではありません。多様な形態で活動し、経営も安定していると思います。

白書のこの報告は、今後の農業の発展についての方向性が示されていると思います。公共性を持った法人等でないと、もうけの少ない稲作へは手を出さないと思われます。公共性を持った法人となると、地域で設立する農業法人か、町主体となる農業公社になると思います。そのあたりになると、町長に考えをお聞きしなければならないわけですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。森議員の御質問にお答えしたいと思います。先ほど森議員からもお話ありましたように、農業に従事する人、農業でなりわいを立てていこうと思った人は、経営のことを考えると、稲作はやらずに園芸作物に特化をしてやったほうが、恐らく経営的には安定感があるというふうに思います。

その中で、水田を維持をしていく、水源の涵養も含めてですね、公益性、公共性がある部分でございますので、やはり、役場も含めて地域全体でどのように維持をしていくのか、守っていくのかということを実際に考えなきゃいけない時期にきてるんじゃないかなあというふうに思ってます。あわせて山林のこと、山のことに付きましても、公益性の高い社会性のある資産だというふうに思っております。

農業も林業もある程度役場が主体的になって考え、実行しながら地域の皆さんと一緒に守っていくということが大切だろうというふうに思っております。そういう意味でも、役場単独でやるということも選択肢の中にはあるかもしれませんが、役場も主体的にかかわりながら、地域の方々また金融機関にもいろいろ知恵を得ながらしっかりと経営できる経営体としての法人を設立してもいいのではないかなあと、前向きに考えたほうがいいのではないかなあと

いうふうに思っております。

昨年度来、高知県のほうからも佐川町のほうで農業、林業にかかわる、この中山間地域で経営のできる複合経営体を前向きに検討してほしいという話が再三あっております。県の意向も踏まえながらアドバイスもいただきながら、国、県の活用できる交付金事業は活用しながら、チーム佐川で、組織で、地域の農業さらには林業を守っていける法人のあり方について、今後前向きに検討を進めていきたいと思っております。

それが、この佐川町の豊かな自然を守ることになりますし、佐川町の公益性、山、川、この美しい空気、それを守ることにもつながっていくと思っておりますので、全体のバランスを見ながら、しっかりと考えていきたいと思っております。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。現状の認識、方向性は一致していると思います。具体的にどうするかということはなかなか言えないかと思いますが、私は公益性を持った経営体あるいは県が推し進めておる複合経営体、そういったことの中に農業公社っていうことも考える必要がありはしないかと思っております。

公社であれ公社でなくっても、とにかく経営的には自立した経営をするべきであると考えています。役場の補助金の垂れ流しというようなことでは継続はできないわけですから、継続不可能なことはいけないわけですから、今、この公社的なもの、あるいは先ほど言いましたように、法人経営体が広がっていると。その法人経営体あるいは公共的な経営体に取り組んでおるということの現状の中で、やっぱり全国的に、農業や農地の問題は課題であるということだと思います。そのことで多くの自治体や地域が悩んでおるわけですから。

しかしその中でですね、先進的に取り組みが成功している農業法人や公社があるわけですから。そこで私はですね、十分研究調査をすること、これを提言します。必ずよい事例が見つかると思います。十分研究調査をした中でですね、佐川町に一番よい事例を見つけてアレンジをする。これが成功の秘訣だと思います。今後のことについてですね、調査研究を十分にすべきということですが、このことについての見解をお聞きしたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えします。産業建設課としましても、地域の農業を継続、維持していくための調査や研究の必要性というものは十分に認識しております。現在、県の関係部署から情報を収集したり、他の市町村の公的農業法人に行って聞き取りを行うなどの、公的法人を視野に入れた農業振興策を検討をしているところでございます。以上です。

4 番（森正彦君）

経営体のことについて、少し考えてみたいと思いますが、これはそのことを運営することがどうなのかというか、の意義ですが、これは移住・定住、この1つの入り口にもなると。就労の場の創設、それからそこで研修や体験、研修や体験をする中で、独立して自立経営や農業法人への設立へと向かう準備期間にもなると思います。そういった人たちがこれからの地域の農地を維持管理していく、農業を守っていく、農業振興、後継者育成、そういったことも担っていくことになると思います。もちろんその経営体もそのようになっていくと。こういう状況になると思います。

県内でもですね、安芸市でも既に公社の設立を検討しているやにも聞いています。県内、今でも公社いくつかあるわけでございます。西土佐なんかでも頑張っておられます。ありますけれども、やはり新しい時代に合った経営をしているかどうか調査をせないかんわけですが、その安芸市はですね、新規就農へのトータルサポート体制と。これ試験就農ハウスなんかも整備しておるわけです。JAとともに。そういったこともあるわけでございます。

佐川町は、第5次佐川町総合計画の中でも農業基盤整備の推進、農業所得の向上に向けた学びの場の充実、農産物の6次産業化の推進、耕作放棄地の整備と活用の推進、農家を支える仕組みづくり、これを挙げておるわけでございます。これらの5つの項目に取り組むにも、そういった経営体あるいは先ほど町長がおっしゃいました役場がかんだ取り組みが必要になると思うわけでございます。

先ほど町長もおっしゃられましたが、佐川町の産業は農林業が一番という言い方はまずいかもしれませんが、大切な産業であり発展へ力を注がなければならないという基本的な考え方が必要だと思います。基本的な産業は農林業ということについての町長の考えをもう1回伺いしようと思いましたが、しっかりとっていただきましたので、それはもう今さら聞くほどのことはないと思いますので、

ここは省略させていただきます。

この繰り返しになりますけれども、公社や法人経営体、これはですね、ここから広がる農業振興があると思います。個別経営体のですね、あり方も、そこからまた見えてくると思います。そこで改めて総合計画に沿った農業振興プランを立てるべきだと思います。実施計画、そのプランを立てるべき。そのためにプロジェクトチームを組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。プランを立てるプロジェクトチームをつくると、そのことについて御答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。農業振興プランを立てるかどうかは現時点では立てるということを考えておりません。ただ、もう一年一年差し迫った本当に大変な状況だというふうに思ってます。今の農業の置かれている立場はですね。一つ一つ打つ手を考えて、確実に実行していくということがすごく大事ななあというふうに思っております。一年一年勝負ではないかなあというふうに思っておりますので、プランをじっくり立てるよりは、1点突破になるかもしれませんが、まずことはこれをやろう、来年はこれをやろうというふうに考えた中で、確実に実施をしていくということが大切ではないかなあというふうに思っております。

農業に関しては、移住というよりも、できれば私は佐川町の子供たちに佐川に残ってですね、この地域の農地、水田を守っていただく、園芸作物の担い手になっていただくという視点で考えることが一番大事じゃないかなあというふうに思っております。移住してくる方で農業をやりたいという方は、恐らく経営のこと、少しでも利益を出すようにっていうふうに考えますと、やっぱり園芸作物のほうにいく傾向があるのではないかなあというふうに思っております。

今後、全ての産業において担い手の確保が大変になってきます。バブル期よりも求人倍率が高くなったという新聞報道も見ました。もっともっと求人倍率高くなると思います。そうすると、今でさえ農業も林業も担い手を確保することが困難な時代ですので、何とか地域全体で一丸となって佐川の農業をみんなで守っていこう、こんなに魅力的な仕事なんだよ、こんなにやりがいのある仕事なんだよ、ということを小学生の段階から、中学生さらには高校生まで、ずっと

ずっと語り続けて、佐川の農業、林業をやる法人で受け入れるから、一緒にやっていこうっていうことをしっかりと伝えられる、そういう法人でありたいなど。そのことを10年、20年続けていくと、佐川町の農業の未来は開けていくのではないかなあというふうに思っております。

プランにつきましては、少し今年度取り組む、来年度取り組むということはありますが、確実に、今やること、ことしやること、来年やることを考えて実行に移すと。そういう形での農業振興に取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいとそうように思います。以上です。

4 番（森正彦君）

プロジェクトチームの件、先ほど私、今の質問で、町長と公文課長が同時にちょっと手が上がりましたので、公文課長、何かありましたらですね、それとそのプロジェクトチームの件について答弁が抜かっておりますので、よろしくお願いします

産業建設課長（公文博章君）

新しい産業振興プランにつきましては、先ほど町長が申しましたように、やはり同じ考え方であります。やはり、じっくりとそのプランを立てていく時間というよりもやはりしっかりと一年一年対応してやっていくべきではないかという考えではあります。したがって、プロジェクトチームという形よりも、そのまま今の体制ですけれども、よりその対応に加速感を持って対応をしっかりとしていきたいと考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

今何をしなければならないか、それについて真剣に取り組んでいくということでございます。きょうの午前中の坂本議員の意見の中にもですね、その審議会に、本当によくわかった人が出て来ているかという質問があったわけです。私が心配するのはですね、役場の産業建設課も大変忙しい、2つの業務あるいはそれ以上のものを持っておるわけでございます。やはりそのことに通じた人を入れて話し合いをしていかないとですね、やっぱりいい結論は出てこないと思います。それから取り組みの過程の中でまた変えていかなければならないこともあるかと思えます。

そういう意味でもですね、役場だけで考えるのではなく、実際にそのことに当たっている人、そういった人たちにも意見も十分聞

いて、やっていく。スケジュール的にもですね、そういう人たちにしてみれば役場は対応が遅いということにもなるかと思います。その辺があると思いますのでですね、十分意見を聞く、現状を把握する、将来を見つめる、そういったことのできるチームを私は組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えします。プロジェクトチームという名前なのか検討会という名前なのか、名前はどうか分かりませんが、法人の設立を前向きに検討していく中では、やはりそれぞれの分野で専門家が集まって協議を重ねて、どういう形で農業振興に臨んだらいいんだろうか、それも法人がいいのか、法人においても一般社団法人がいいのかNPOがいいのか、株式会社がいいのか、公社がいいのか、いろいろあります。

それを一方的に行政だけで決めるのではなくてですね、それは、この佐川で農業振興を一生懸命やられている方や県の普及所の方々、あと金融機関の視点も入れながらですね、おのずと考えていくことになろうかと思います。

その中で、それぞれの立場の方が今までの経験や研究をしたこと、勉強したことを持ち寄って意見交換をする中で、より磨き上げがかかっていくんじゃないかなあというふうに思っておりますので、恐らく、そういう検討する場がですね、自然と、もう出てこざるを得ないんじゃないかなあというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

4 番（森正彦君）

合点しました。あれいつだったか、この前の金曜日でしたか、佐川高校の1年生が、佐川の農業を知る学習を1日かけてされていました。バスでずっと回って、斗賀野へも来てくれました。ニラ農家へも行ったようです。紅茶農家それから斗賀野のあったかへも来て、高齢者との触れ合いもしてくれました。町長が言われていた若い人たちに農業を勉強してもらって、地域を勉強してもらって、地域の農業あるいは地域の担い手になってもらうって、本当にいいことだと思います。

本当に、斗賀野、黒岩もあります。若い人が希望に燃えて農業をやっております。その人たちは本当に、快適に農業をやりゆうと。快適、カッコいい、とかそんな、きれいで快適、カッコいいと。少

し無理して3Kをええほうに並べてみましたけれども。そんな農家も結構おいでます。

農業振興は、この佐川の本当に佐川らしさを守るって、維持発展させていくという大変な重要な産業であると思います。まじめにおもしろく取り組めるものではないかと思います。

そういうことで、今、町長、課長から答弁をいただきました。そういう方向でですね、佐川の農業をますます発展すべきというふうに考えております。よろしくお願いします。

次に、新図書館の建設についてお伺いします。

新図書館の建設については、4千人を上回る署名が寄せられました。その新図書館の建設に向けての現状と今後のスケジュールについてお伺いします。また新図書館の建設に向けて、現在の建設検討委員会に加えて、もっと多くの町民の意見を聞いたり、夢を育む場の設定や講演会、あるいは勉強会も開催すべきというふうに私は考えますが、いかがでしょう。よろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

新図書館の建設に関する御質問にお答えいたします。

まず、現在の取り組みということで申し上げたいと存じます。本年度の取り組みとしましては、昨年度に引き続き、県内外の図書館の実情調査や情報収集に努めることとしております。具体的には、建設方法あるいは運営方法が対極にあると言われております佐賀県の伊万里市民図書館と武雄市図書館について、本年11月ごろに図書館運営協議会の委員の皆さんと一緒に現地調査を行うこととしております。

そのほか、県内でも、現在、新図書館の建設に着手しております梶原町や、新図書館建設を計画している香美市、土佐市などの情報収集を通じて必要な資料の蓄積に務め、今後、図書館の整備方針や図書館整備のあり方を検討する際に活用してまいりたいと考えております。

次に、今後のスケジュールについてでございます。現時点では、建設場所のほか、単独施設とするのか、あるいは青山文庫との複合施設とするのかといった基本的な部分が未定であるため、新図書館建設のスケジュールを策定するには至っておりません。今後この点について検討協議を進め、来年度予算の編成時期には、新図書館建設に向けた平成30年度以降のスケジュールを策定したいと考えて

おります。

次に、町民の意見あるいは幅広く講演会等の開催等々についてでございますが、基本的には、町民参加の新図書館づくりを考えております。講演会や住民参加のワークショップなどを通じて、目指すべき図書館像をつくり上げていきたいと考えており、平成 30 年度以降の新図書館建設のスケジュールの中に、その点を盛り込む方向で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

わかりました。よく理解できました。ありがとうございます。そういう方向で、ぜひともいい図書館を建てていただきたい、建設に向かって進んでいきたいと思えます。本当に、講演会あるいは勉強会、そういうものをするによって、また今後の利用っていうことも拡大していくと。町民のもの、自分たちのものという意識も非常に強くなっていくと思えますので、町民参加っていうことは重要なことだと思います。

現在、道の駅の建設も課題としてあるわけでございます。そして図書館の建設と続けば、財政の問題も出てきます。そこで 1 つ質問させていただきます。

図書館建設への国や県の補助金はどういった状況でしょうか。お伺いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。国の補助金は図書館建設に対してはございません。あと、県の補助金でございますが、図書館ということでの補助金はありません。

ただ、高知県木造公共施設等整備事業費補助金というのがございます。お隣の日高村さんが、これを活用して新図書館の建設の財源として充当したというふうに聞いておりますので、佐川町としても、今後図書館を建設する際には、やはり木造というものを念頭に置いて、この県の補助金を活用するという視点は大事にしていかなければならないというふうに考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

日高の図書館、木造で、いいのが、立派なものできておりますが、かなり大きな木造建築について、大きな補助金が出ておるというふうに聞いておりますが、その額はどれぐらいだと聞いておるのでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。日高村さんからお聞きしたところによりますと、図書館建設の事業費がまずございますが、設計、それから工事費を含めてトータルで2億9,648万円を要しております。これとはまた別にですね、日高村さんの場合は現図書館の解体工事もかかっております。さらには、図書館建設にかかる近隣住宅への影響調査、あるいは影響が出た場合の補償費等々がございまして、先ほど申し上げました2億9千万なにがしとは別に、約3,500万程度要したというふうに聞いております。

まず、その2億9,648万の財源内訳としまして、高知県木造公共施設等整備事業費補助金を9,138万4千円、補助金をいただいたというふうに聞いております。以上でございます。

4番（森正彦君）

ありがとうございます。私は、補助金5～6千万ぐらいかなぁというふうな感じも持っておったわけですが、1億円近い補助金いただけたということで、ほぼ3分の1。これ、大変ありがたいことだと思います。

佐川町も、自伐林業と、そういった新しい、今後あるべき方向に取り組んでおりますのでですね、ぜひ、多くの補助金がいただけるような調査あるいは働きかけをしていていただきたいと思っております。

この道の駅や図書館は、建設すれば、長い期間、町民が利用するものであります。今の町民だけが負担するのではなく、長期にわたり多くの町民が負担を担うべきと思います。建設については、まずは補助金で町の負担を軽減し、長期の起債で対処すれば、単年度負担は減少して町の財政を圧迫するほどのものではないと思われま

す。

そこで、起債についてお伺いします。長い期間の有利な起債があるかどうか、日高の図書館が約3億とすれば、規模的には佐川町は4億円から5億円ぐらいかかるのではないかと思います。

例えば、5億を30年で分割すればですね、30年になるかどうかわかりませんが、年2千万を下回るものになるわけでございます。そういったことですが、もっと具体的にですね、現在、どのような起債が考えられるかお伺いしたいと思います。これ、総務課長、よろしくお願ひします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。木造ということで、対象となるであろう起債というもののの中に、地域活性化事業という分がございます。その中にあります自然発生地球温暖化対策事業という中のメニューの1つに、原則全般的に地域木材を利用した施設の整備という記載がございますので、恐らくこれが対象になるのではないかと思います。

あと、有利な起債かどうかということは、恐らく、充当率等交付税措置ということが大事になってくと思います。その対象事業費に対します充当率につきましては90%、交付税措置につきましては、今年度の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入するという起債の内容になっております。以上です。

4 番（森正彦君）

その起債の償還年数、それから、例えば3億円をその年数で割ったら年いくらになるか、そのあたりの試算を若干お願いしていましたが、わかっておるでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。先ほどの起債事業ということで、一定の条件で計算しております。条件を具体的に言いますと、先ほどの起債でありましたら、償還期間が24年、うち据え置き期間といいまして、元金を据え置く期間、利子だけ支払う期間が5年、それで、元金と利子の償還期間が19年、合わせて24年という償還期間になっております。

償還方法につきましては、計算する上におきまして、半年ごとに利子と元金の支払いをしていく元金均等償還という償還方式、それと金利方式につきましては、変動金利等ありますけれど、ちょっと変動の利率等わかりませんので固定という方式で計算しております。

あと利率につきましては、0.5%ということで計算しますと、据え置き期間のその5年間にかけます1年間の利子につきましては、3億円の借り入れの場合は150万円、それと19年間の利子の償還期間の元利についてですけれど、これは先ほど言いましたように、元金均等償還ということになりますので、この年度になるだけ元金は同じですけど、利子が減ってきます。

そういうことから、最初の年度が一番高くて最終年度が一番低い

金額になっております。最初の年度、一番高い金額になりますと、3億円借りた場合で、元金と利子合わせまして約1,730万円。最終年度、一番低い金額になります最終年度で元金と利子と合わせて約1,580万円ということになります。以上でございます。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。佐川町の財政規模からすると、大きくというか、それほど負担感の高いものではないと。ただランニングコストはこれぐらい、同じぐらいは少なくとも要と思いますので、要りますけれども、基準的な佐川町の財政規模からしても、どれぐらいになりますかね、ランニングコストも含めて1%ぐらいになるんでしょうか、ということです。これはぜひともですね、大きな負担になるということにはならないと思いますので、どんどん、町民のために推進して行っていただきたいと思います。

先日の高知新聞に県内の図書館の状況が報告されていました。取り組みはさまざまですが、佐川町はですね、文教のまちであります。この文教のまち、県内ではブランド。佐川といえば文教のまち、文教のまちといえば佐川。このブランドっていうのは、そうは簡単になかなか出てくるものではないわけでございます。これは大変誇らしいことでもあります。このことがですね、定住あるいは移住にも繋がると思われます。人を育てる、文化を育む、文教のまち佐川にはなくてはならない時代に合った図書館の建設に向けて推進していただきたいと思います。よろしくお願いします。

3 問目に移ります。

これは、小さな功労者の表彰をしてはどうかという質問をさせていただきます。

先のチーム佐川の日に、5つの団体が表彰されました。大賞は、はなもりC—L O V Eでした。皆さん本当に頑張らせていただいています。その活動の中心の牧野公園も、見違えるように整備されていました。

先日もですね、ガンゼキランを見せていただきました。本当に素晴らしいです。林の中に楚々と咲いているというよりか、もう本当に群落で大変きれいでございました。ほかにもですね、カワラナデシコやヤマアジサイ、フクリンササユリも自然に溶け込んで咲いていました。その前はバイカオウレン、去年の秋にはフジバカマとアサギマダラを見さしていただきました。本当に年中楽しめる公園に

変わっています。

先日、ガンゼキランを見に行ったときも、大きなカメラを持った人が5～6人のグループで来ていました。本当に、このはなもりC—LOVEの皆さん、よく頑張ってくれておると思います。

そして表彰を受けたですね瑞応の盆踊り、これ450年。一口に450年と言いますが、これは並大抵のことではないと思います。簡単なことではない、すごいことだと思います。それから、くろがねも尾川も大したもんだと思っています。佐川高校の高校生も頑張ってくれておりました。本当にうれしかったです。こんな町民がですね、佐川を支えていることに本当に感激しました。

ボランティアはですね、ありがとう、感謝していますと、日ごろの活動を見てもらうことが、次への元気、エネルギーにつながります。そういう皆さんを表彰したことは大変よかったと思います。そこでもう1つ、小さな功労者を表彰してはいかがでしょうということですが。

佐川町には、個人でこつこつと地域のために頑張っている人がたくさんいます。そんな小さな頑張りが町を支えています。私は、佐川町に住んでいる人は、みんなが町の功労者、住んでいる人はみんな町の功労者であるとの考えも持っております。その中でも、ごみを拾ったり、道沿いの草を刈ったり、花を植えたり、子供の見守りをしたり、たくさんの人たちがみんなのため、自然体で取り組んでくれています。

こんな人を大事にして表彰し、みんなで拍手を送ることで、町のみんながチーム佐川となって誇り高く楽しく住みよい町をつくっていくということではないでしょうか。こうして表彰を受ける、受けた人にとっては大きな優勝旗をもらったように思うのではないのでしょうか。

これは、余り予算を伴うものではありませんので、ぜひ実現していただきたいと思います。答弁をお願いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、チーム佐川の日ですけれども、これ森議員おっしゃっていただきましたように、毎年ですね、4月の第2日曜日に設定をして、昨年度は総合計画のお披露目をさせていただきました。今年度からですね、先ほどのように表彰をイベントとしていうふうに行っていこうということで、ことしが第1回目であり

ました。

ことしの4月9日であったと思いますけれども、その点については先ほど森議員がおっしゃった5団体を表彰をさせていただきました。少しですね、私たち、反省もあるんですけれども、少し町民の方への周知というかですね、準備期間が少し少なかったということもあってですね、確かに、なんというかですね、はなもりC—L O V Eさんも含め、町民の方々に広く知られた団体といいますか、高校生も含めてですけど、そういう団体の表彰に結果的にはなったということもあります。

もともと、私たちの趣旨といたしましては、団体の方に限らずですね、先ほどおっしゃったように個人の方、本当にこつこつと地域づくりに貢献している方を、ぜひ表彰したいというふうに考えております。

そしてですね、感謝の意を表してですね、みんなでチーム佐川を盛り上げていきたいというふうに思っておりますので、これ、来年度以降も続けてやっていきたいと思います。できるならばですね、地域の方々から御推薦をいただくなりですね、そういう仕組みをつくらせていただいた上ですね、準備期間も取らせていただいて、多くのですね方々が推薦候補に上がるような形をつくっていききたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。ことしのこの表彰の準備期間、本当に短かったですね。周知も足りませんでした。1年目ですので大目に見て、次からはやっぱりみんなで祝って表彰するということにすべきだというふうに考えます。

団体、チーム佐川の日に個人も表彰するというのは、規定とか、そのなんかであるようでございますが、私は団体の部と個人の部、一遍に十ばあでもやっていかんとですね、頑張っておられる方は高齢者の方が多いですので、早うしちゃらんと喜ぶ期間が少なうなると思われまますので、本当にいいと思ったらですね、あんまり人数とかにこだわることなくですね、ありがたいと言って、後々また気持ちよく頑張っていたけようにしたらいいんじゃないかなあというふうに思っています。余り堅苦しく考えずに感謝したらいいかなあと思っています。

最後に、町長のお考えもお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。その表彰についてですね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。岡崎課長が話したとおりですね、個人の方も、ぜひ、住民の皆さんから、地域の方々から推薦をいただいた方、本当に数も別に2人、3人、5人で決める必要もないと思います。ぜひみんなで、チーム佐川の日をお祝いできるように、表彰をさせていただきたいと。表彰をしていったらいいんじゃないかなあというふうに思います。ぜひ、推薦をいただければというふうに思います。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。お互いを認め合う。感謝をする。そうしながらチーム佐川が温かくて強い町になる。そうすることでチーム佐川、温かくて強い町になると思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。丁寧な御答弁、ありがとうございます。

議長（藤原健祐君）

以上で、4 番、森正彦君の一般質問を終わります。

引き続き、12 番、今橋寿子君の発言を許します。

12 番（今橋寿子君）

12 番議員、今橋でございます。3 点ほど質問をさせていただきますが、質問の前に、少し所見を述べさせていただきますので、よろしくお願いします。

堀見町政が誕生いたしまして、はや3年と7カ月となりました。その間、10年計画として第5次総合計画に取り組みられました。今までと違った取り組みで、将来を担う子供たちにも参加してもらって、幅広い町民に現状や夢に向かっての課題と自分ごととしたワークショップ方式で知恵を出していただき、チーム佐川としてスタートしました。この取り組みは画期的な取り組みだけに、他の市町村にも注目され、少しずつ視察や移住者も多くなっております。ことし29年度は、この計画が実のあるものとしていくために、行政任せ、住民任せにしてはならず、お互いのそれぞれの立場を尊重、理解して、チーム佐川として他の市町村の手本、見本と進化してまいりたいと考えていますので、その観点から3点ほど質問をさせていただきます。

通告順が少し異なりますが、よろしくお願いいたします。

まず1問目。チーム佐川の今後の取り組みについてお伺いをいたします。

住民と行政の連携は必須であります。そのためにも、役場内の縦割り組織の連携は大切なことは言うまでもありません。このたびの人事異動で総務課長もチーム佐川の課長も新たに就任されましたので、それぞれの課題や豊富もありと思いますので、それぞれの課長さんに具体策があれば、お答えください。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えさせていただきます。4月から総務課長のほうを務めさせていただくことになりまして、4月、5月と2カ月が経過しました。この間、自分なりにいろんなことを勉強してきたつもりですけれど、今この場で総務課における課題がこれだということを明確に言うことはできませんけれど、まず1点目が財政の問題につきまして、3月末に中期財政計画というものを総務課のほうで策定しております。

それによりますと、今の現在の財政調整基金、これが今後5年間で約2分の1程度になっていくであろうということから、そういうような財政面においても、決算あるいは予算の査定時において、十分、本当にこの事業が必要なのかどうなのかということを今以上にやっていかなければ、あれはなかなか厳しい状況ではないかということが1つあります

あともう1つ、同じ、これは去年の3月でありますけれど、公共施設等の整備の計画というのをつくっております。これにつきましても、町にいろいろある公共施設について、その修繕、そういう時期とかが重なってきておると。それらにつきましても中期財政計画とかを見ながら計画的に修繕をしていかないかんというような状況にもあると思います。

また同じようにまた3月に定員管理計画というのも定めております。これも5年間の職員の定員管理ということになっておりますけれど、これにつきましても今現在町長部局におきましては、もう定数いっぱいの職員になっております。この定数いっぱいの職員の中で、本当に職員は一生懸命仕事をして時間外等もやりながら、一生懸命いろいろ仕事をこなしておりますけれど、本当にいろんな多様な行政のサービスというのが増えておりまして、非常にしんど

い思いもしておるんじゃないかなろうかと。そういう中で定数定員管理計画も定めてやっておりますけれど、職員のことについても気をつけていかないかと。

そういうことからいきますと、大きな課題としては、今後の財政的な面、あとは職員のそういう勤務状況、そのようなあたりが、今、自分が考えておる総務課としての課題かなというふうに思っております。

あと1つにつきましては、地域担当職員制度というようなお話がありますけれど、それにつきましても検討していかないかん課題の1つかなというふうに考えております。以上でございます。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。チーム佐川推進課といたしましては、住民との協働という部分におきましては、やはり集落活動センターを核とした職員と住民との連携というものが、まずもっては重要な課題であるというふうに考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

ありがとうございます。中山間の活力は生まれれば高知県が豊かになると言われる尾崎県政の肝いりの集落活動センターは、佐川町としても、尾川のたいこ岩、黒岩の集落活動センター、加茂の里、そして10月に完成する斗賀野集落活動センター、少し形は異なりますが、佐川町の夢ランド等は主に住民のボランティア意識のもとにスタートされ、行政のアドバイスのもとに堅実なものとなっていてと考えておりますが、これからの町職員は、一住民としてのかかわりも必要であると考えられます。どのようなお考えでしょうか。

また、町外から採用された優秀な職員等の佐川町での定住等はどうのような現状でしょうか。お答え願います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず集落活動センターにつきましては、御承知のとおり、今、尾川が先行してできておりますが、3月には加茂、黒岩と開所いたしました。斗賀野がこの秋に開所する予定、あと佐川地区につきましては、集落活動センターではありませんけれども、社協さんのほうがかかわっております夢まちランド、ということで、各地区に拠点というものができつつあると。その中で、職員のかかわりにつきましては、まずは集落活動センターについては、

集落支援員というのが配置をされております。

その集落支援員を通じた地域とのかかわり、これをまずやっていくことと。それと、あと私たちチーム佐川推進課の職員を初め役場の職員につきましては、例えばでありますけれども、地域の方々の話し合い、協議というものについて、役場の例えば建物で行っていたものをですね、集落活動センターの会議室であるとか、そういうところを活用させていただきながら、地域に出向いて会をするということも一つ、進めていく一つの方策であろうというふうにも思っております。

そういうことによって、例えばチーム佐川推進課だけでなく、健康づくりであれば健康福祉課の職員、それから産業の振興というものであれば産業建設課、それから教育の部分、あるいはまた地域の伝統文化、そういった部分の話し合いであれば教育委員会と、それぞれの職員がですね、集落活動センター等へ出向いて話をする事で、少しでも地域に足を向く機会も増えろうと思っております。地道ではありますが、そういう活動もしながらですね、職員の地域づくりといいますか、そういう部分に関係をする意識の醸成というものもチーム佐川推進課が先頭になってですね、図っていきたいというふうには思っております。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。今橋議員おっしゃいますように役場の職員もですね、職員としての立場だけではなくて、それぞれの地域の住民として集落活動センターの活動に参加をしていただきたいなというふうに思っております。日ごろから住民として地域の皆さんと一緒に活動していくように、顔を出していくようにという声かけはしておりますので、御理解をいただきたいと、そのように思います。

あと、職員の町内在住がどのようになっているかということですが、平成 25 年度から平成 29 年度におきましては、32 名の採用がありました。そのうち 24 名が今、町内に住んでおります。8 名が町外に住んでおりますが、75%、4 分の 3 の方が佐川町に住んで役場に勤務をしてるという状況になっております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

職員の地域とのかかわり方というのが、住民としては一番気になっているところです。やはり佐川町の風土とか文化とかそういうも

のはやはりその地域でおって初めて身についていくし、その地域の
人との交流に応じて知恵も出てくるのだということで、特に今回の
職員の採用にしましても、住民の方々は、町民の採用が少なかった
のでという御心配もされておりましたが、数字的に、頭の世界では
点数は低かっても、やはり生きる力とか住民の幸せというものはや
はりその土地に住んでいる者には、いろんな動きの中で、町に対し
ての才能というか、気づきというか、そういうものができていると
思いますので、せっかく遠くから通われている方々もできるだけ佐
川に住む時間帯を多くつくっていただきたい。というのは、それは
あくまでも強制できるものではありませんけれど、それぞれの家庭
の事情とかいろんなものがあるので強制はできませんけれど、そう
いう意識を変えて地域の住民とかかわっていただきたいという思
いで質問をさせていただきましたが、今後よろしく願いいたします。

次に、特にこれから防災、天災、人災とかいうものが極力きたと
きに、そのときにやはり近くにおるということは、やはりそれも大
事なことだと思いますので、そういう観点からもできるだけ佐川に
御縁のあった方は佐川で住んでいただきたいという願いもござい
ますので、そういう指導というかね、意味で、せっかく御縁のあっ
たすばらしい優秀な職員ですので、ぜひ佐川に住んでいただける
ように頑張っていたきたいと思います。

それから、チーム佐川として意識を共有するためのシンボルマ
ーク入りのバッジとかTシャツ等をまたこれから考えていくとい
うことでもございましたが、その後どのような準備はされていますで
しょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。チーム佐川としての意識を共有するためのシ
ンボルマークでございますけれども、これは総合計画を策定する際
にロゴマークを作成しております。人の絵が笑った絵とちょっとま
じめな顔の、半分半分に。そのロゴマークというものをシンボルマ
ークというふうにさしていただいて、あと活用方法についてはです
ね、まだしっかりとしたものできておりませんので、これを役場
のみならず、町民の方にも広く活用していくためのですね、基準と
いいますか、そういうものも作成をしていきたいというふうに思っ
ています。

あと、バッジのほうもですね、このシンボルマーク、ロゴマークをかたどったバッジもですね、作成をして、この間のチーム佐川の日にも限定的ではありますが配布をしたところなんです。これについても今後、どういうふうに取り扱いをしていくかということも考えていきます。

あとTシャツにつきましても、これもですね、まだ現実的には、広く、皆さんのお披露目できるような形ですね、Tシャツというものはまだできてはおりません。こういうことも含めてですね、全般的に佐川町をどういうふうブランド化ということも含めて、考えていく中で検討、検討といいますか進めていきたいというふうに思っております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

ロゴマークといいますか、それを私も最初はチーム佐川の総合計画のほうに出てるので、まず自らと思ひまして、つけましたけれど、余りつけている方もいらっしゃらないし、またその方たちにいろいろ聞きますと、もうひとつ、余り高評価を、よくないような思いがします。

特に、先だって、高知家というバッジが、やはり一つのシンボルとして皆さんつけてらっしゃる方々に、いくつもつけているので、「どうしてこれほどいくつもつけてるんですか」ってお聞きしたときには、「やはりこれは経済効果にもつながっているんですよ。これ100円ですので、100円を買ってもらうことに、また次のイメージを変えたときにまた買っていただいて、やはりそういういろんな角度から一人一人に高知家というものを一つのグループというか、一つの心にするためにはいろんな角度から工夫をしてやっています」っていうお話もお聞きしましたが、もうちょっと、子供の、ちょっとあのマークはおもちゃみたいで、なんかもうひとつ気持ちが入らないのよという大人の声も聞きますし、それからもうちょっと、せっかくああいうキャラクターでしてるんやったら、それにもうひとつ工夫はできないものではないかな。もうあのそのままで、一工夫できる要素はないでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。このロゴマークと、あとバッジのですね、デザイン等についてもさまざま御意見があらうと思っております。まだまだちょっと、配布の数もですね、少なく、基本的にはちょっ

と限定的に、試験的につくったようなところもございますので、デザイン、こういった形のものというのも含めてですね、御意見を広くいただきたいというふうに思っております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

また、何も、やってみて初めて気づいていくこともあると思いますので、できるだけセンスのあるいいものをつくっていただければ、皆さんが喜んでつけると思います。よろしくお願いいたします。

次に、ふるさと教育について御質問をさせていただきます。

今、総合計画の1つとして、ふるさと学があります。「歴史や文化、産業に、自然に、佐川の魅力の再発見として日本や世界から見た佐川、ふるさとをみんなで学んでみよう、教科書を閉じて町へ飛び出そう」とありますが、学校教育の現場で、いろんな形でふるさと教育を取り組まれていると思っておりますが、何と言っても佐川の宝は文教のまちとして誇れるだけに、すばらしい風土と人材が育っていらっしゃると思います。その方々の、机上論ではなくその方々の体験をもとにした生きる力とか生かされている力を学ばせてあげたいと思っております。

特に、感性豊かな小中学生、高校生、頭の知識ではなく感性で受けとめるそういう場所と人に出会わせてあげたいといつも考えておりますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

教育長（川井正一君）

ふるさと教育に関する御質問にお答えさせていただきます。確かに、佐川にはたくさん、すばらしい方がおいでになります。現在、そういった方を学校にお招きして、ふるさと教育のいろんな分野で講師という形で子供たちにいろんなことを教えていただいております。

具体的には、地域の方々の御協力をいただいているものとしては、農業関係の方々には、米づくりやお茶、イチゴ、梨などの農業体験、また食生活改善推進協議会のヘルスメイトの皆さんには、地域食材を使った郷土料理の指導、そういったこともしておりますし、また、中学生が3年生になりますと職業体験ということで、町内の各事業所に出向いて3日間、それぞれの事業所で実際にその地域の皆さんに触れて、職業体験を通じてさまざまなことを学んだりしております。

またそのほかにも、伝統芸能の関係で花取り踊りや四ツ白の太刀

踊り、そういったことで子供たちに指導していただいておりますというふうに、多くの方に、ふるさと教育という視点で御指導いただいております。やはり、ふるさと教育の目指すところというのは、さまざまあろうかと思うんですが、私どもが一番大切にしたいのは、町長も先ほど申しましたけれども、やはり、ふるさとを大切にするというその心を育む、これが一番大事じゃないかと思ってます。

地域をまず知る、地域の人たちを通じて知る。そして地域のいろんな資源を通じてとにかく地域を知る。そういった地域を知ることを通じて地域とつながる。そしてそのつながることを通じてふるさとを大切にすることを子供たちに育んでいく。これがふるさと教育で一番大事ではないかと思っております。

今、そういった視点で、小中学校において、ふるさと教育をいろんな教育課程の中で、体系的に位置づけをして取り組んでおります。総合的な学習の時間だけではなく、いろんな、ほかの教科の場合でも、ふるさと教育の視点を入れた取り組みをしております。

また、森議員の話にも出ておりました佐川高校の生徒さんが、1年生が、農業の実情調査に行っておると。今、佐川高校は、さくら咲くプロジェクトと題して、まず1年生が地域のことをしっかり学ぶ。そういったことからスタートして、2年生になりますと、職業体験をする。そして3年生になれば、今まで2年間学んだことを一つ提言として地域に発信していく。そういった取り組みをしております。

やはり、こういったことが小中高全体的につながって、佐川町では、ふるさと教育というものが体系的に今後ともなされていくんじゃないかというふうな面も期待もしております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

ありがとうございます。私の周りにもすばらしい人材がいっぱいいらっしゃるんですけど、その方々は、なかなか自分から申し出るというような、というか、慎重に考えれば考えるほど子供たちに与える影響のことを考えたら一歩引いております。できるだけ、そういう人の情報を集めていって、その人その人の力をいただくためには、その情報を収集する必要があると思いますが、どんな形で、その優秀な人材を、例えば人材バンクとかそういうような組織づくりみたいなことは、なさっておりませんか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。組織的なそういった人材バンクというものを活用してということには今のところなっておりません。今、各町内の7つの小中学校では、学校支援地域本部事業というのをやっております。その地域本部事業の中で、それぞれの取りまとめ役としてコーディネーターの方に各学校に1人決めていただいて、これは外部の方でございます。学校から、例えば、学校としてこんな取り組みをしたいと、この取り組みに対して誰かいい人はいないでしょうかね、というようなことで、そういったコーディネーターの方を通じて地域の人材を今、活用させていただいておると。

例えば農業体験をやりたい、あるいは学校の環境改善をやりたい。あるいは先ほど言いました食生活関係のこともあります。いろんなことで、地域の方に声かけをする窓口としては、今、学校支援地域本部事業を、今、積極的に活用しておるところでございます。

また、それとは別に、各学校でキャリア教育というものに取り組んでおります。やはり子供たちが将来自分は夢を育む、そのために、地域のいろんな人の話を聞かせていただく、ということをやっております。そういったキャリア教育のメンバーという話は来ていただく方の中には、例えば、地元の農業者の方もおいでますし、あるいは司牡丹の方に来てもらったこともございます。あるいは6次産業をやられている方、また消防あるいは警察関係、等々さまざまなそういった職業をお持ちの方に来ていただいて、そういった職業の先輩たちの話を通じて自分の将来の夢を描いていくというようなこともやっております。

そういった点のキャリア教育なんかの場合には、例えば県教委を通じて人を当たったりすることもございますが、キャリア教育の場合には、基本的に学校の先生方がそういった地域の人たちのネットワークを通じて探すというふうなことで、今、現状やらせていただいている、というのが実情でございます。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

ふるさと教育に力を入れているいろんな仕組みを今、お答えいただきましたが、その気持ちを持ち続けていただきたいと思います。特に今、80歳前後の方なんかの人は、大変な苦勞をして今を生き抜いてきていらっしゃる方は、本当に、理屈ではない、そういう思いを持っておりますので、そういう人の人材を生かすことが、介護保険とか、その老人に生きがいを持たす、老人と言うたら失礼ですけ

れど、そういう体験を子供たちに伝えることに、また生きがいを持って頑張ってくださる方もいらっしゃるし、これは私の個人的なことです。私の里の父も 95 歳でこの世を去りましたが、90 歳で学問はないけれど戦争体験をしまして、3 回ほど栄養失調で命に直面したことがあるんです。

それで、やはり命の大切さっていうものは、苦しいことは語らない中にも生きる姿で、小学校の子供たちに、炭焼きをずっと 92 歳ごろまでしておりましたので、それがまた生きる力となって頑張ってくれておりました。そんな大変な時代を超えた人ほど、子供たちに接するとき、言葉は足らなくてもやはり伝えていける。子供は、それを感受性として受け取ってくれることで、年寄りと子供たちとがつながっていく。

特に今は核家族で、老人と生活している家族が少ないので、ぜひそういう機会をできるだけ多くつくって、机上論ではない気持ちで、子供たちと携わっていけるような仕組みと場所と、今以上に考えていただいてあげてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、3 問目ですが、斗賀野小学校の通学路についてお伺いいたします。

交通量の多い、特に朝のラッシュ時に歩道のない国道を通学している国道 494 号の斗賀野駅から白倉踏み切り区間約 400 メートルは、歩道がない、大変危険で重大事故が心配されます。入寺山南部から薄木、野添、狩場地区において近年、他の地区からの転入の家族が 16 軒あり、児童生徒数も増えており 30 名に及ぶ。当地区の主な通学道路は、JR 白倉踏み切りから国道 494 を利用している。この状況の打開策として、JR 斗賀野駅旧線路敷地を利用して、真辺ガーデン宅から西川工房前の約 400 メートルを、自転車、歩行者道路として新設整備してはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

産業建設課長（公文博章君）

今橋議員の御質問にお答えいたします。今橋議員おっしゃられましたように、国道 494 号におきまして、白倉踏み切りから斗賀野駅の前に出て来たところの交差点ですかね、あそこの 400 メーター間については歩道がございません。逆にそのほかのところについては歩道が整備をされております。

歩道が整備されておるところにつきましては、子供も安全に通学

をしているんですけども、私も見かけましたけども、やはりその歩道のないところを子供たちが団体で、7～8人だったと思うんですけども、学校が終わって家に帰っているところを目撃しましたけども、やはり非常に危険な状態ではないかと考えております。

昨年度、その交通安全に関しましては、昨年度、教育委員会、それから警察、それから国、県、町の道路管理者、その三者が連携をしまして佐川町の通学路の交通安全対策に取り組むことを目的にした佐川町通学路安全対策連絡協議会というものを立ち上げております。

協議会では、毎年町内の小学校から提出をされます交通安全への要望書について協議をしまして、現地の合同点検などを行いまして、それぞれの役割分担、例えば教育委員会でありますと見回りでありまうとか、警察ですとパトロール強化とか取り締まりとか、国、県、町の道路管理者でありますと、それぞれの管理する道路に対しての安全対策というものを実施していくと、取り組んでいくということとしております。

今橋議員御指摘のその歩道のない400メートル区間におきまして、斗賀野小学校より、大型車の往来や交通量も多く、通行する車のスピードも速くて危険という指摘もなされております。現時点の対応としましては、その部分の現時点の対応としましては、県土木による路面への表示、それから警察による安全パトロールの強化などが検討されております。

今橋議員が先ほどおっしゃられましたそのJRの敷地を利用してとおっしゃられましたのは、その国道を、線路の反対側ですね、の、その農道とかを利用して、それとそのJRの土地を一部利用して、通学路として整備をされたらどうかという御意見だと思います。私も現地のほうを確認しましたがけども、少しその農道もですね、軽トラックがやっと1台通れるぐらいな幅しかございません。農耕のために、農作業のために使われている道路ですので、その車が通りますともう道幅いっぱいになって、ちょっと危ないのではないのかなと。あと、少し人家からも離れますので、防犯面も少し心配をされるところがあるんじゃないかとは思いますが

私としましては、ただ、本当にその児童の通学の安全を確保するためには、その400メートル間の歩道のないところに対して、国道への歩道の設置が必要ではないかと考えております。それがまず第一

に進めていくところではないかと。あとまた、その迂回をする道路につきましては、その地域の方、それから学校関係者の方もまた現地を見ていただいて、そういうふうな通学路として利用できるような場所があるのかどうかというところも一緒になって考えていただきたいなと。

やはり町としましては、そういう、例えばその国道への歩道の設置となりますと、今その国道も両側に家があったり建物があって、幅もなかなか大変だとは思いますが、やはり児童の通学の安全を望む地域の方々の声、それから学校関係者の方々の声、そういうものを県、国に届けていくということが非常に必要だと思いますので、やはりまずはその国道の整備について、そちらのほうを重点的に考えていきたいと考えております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

今、子供の少子化の時代に、子供の命に真正面から向かったときに、やはり何が大事かと言え、やはり子供の命というものに、私も今まではなんか少し人ごとみたいなところもあったと思います。

先だってちょっと住民の人の声を聞いたときに、特に移住して来てくださっている方の御意見を聞いたときに、「一番大事なのは、やはり子供の命だから、ここへ、斗賀野へいろんな意味でいいと思って移住してきたけれど、一番大事なことを見忘れて残念でした」と。特に、「小学1年生の子供があそこを歩いて、もし何かあったらと思ったら、斗賀野を選んだことが親として一番寂しかった」と。

近くの方でしたので、町村が近くの方で、家も近くにあったけれど、その文教のまち、斗賀野の風土、いろんなもので大人の価値観でものを見て選んできたけれど、とても一番大事なのを見過ごしてきたという話を聞かせていただきました。

またその周辺は、やはり今の私たちも斗賀野の集落の薄木、あそこあたりは本当、景観もいいし、移住促進に本当に声をかけている中で、その話を私に聞かせてくださったということは、これは私が、これは町にもっともっと真剣に取り組んでいただきたいという声なき声を今、新たに聞かさせていただいたんだと思ひまして、質問をさせていただいております。

やはりそれに関して、国道にはいろんなまだそういう行き届いて

ない危険な場所がいっぱいあると思いますけれど、特に斗賀野の場合は、ぜひ、あそこを二車線にすることはとても難しいでしょうし、けれど、その田舎の道を通ることによって、また人とふれ合う、車そのものは農耕車が通ったとしても、やはり地域の方は気にかけてくださってるからスピードなんかは出しませんわね。そういうことも含めてちょっと道の管理をしていただいたらいいんじゃないかと思いますし、そして、JRのほうも今はあそこは廃線になってると思うから、相手があることですが、あれは交渉の仕方によったら、きっと話もなっていくんじゃないかと思いますし、これは相手があることですので、即ということはいきませんでしょうけれど、やはり、国のほうだけを頼ることも大事ですが、やはり佐川の町政として考えていただいて、施策を打っていただきたいと思いますと思いますが、町長はいかがでしょう。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今橋議員のおっしゃるように、子供の通学路の安全の確保っていうのはとても大切なことだというふうに思っておりますので、小学校またPTA、地元の方々と協議をしながら改善策が出せるのかどうなのか検討していきたいと、そのように考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

ありがとうございます。前向きに取り組んでいただくことをお願いいたしまして、この質問は終わります。

最後に一言、町長にお伝えしたいことがありますのでよろしくお願ひします。と申しますのは、長年、地域でいろいろとお世話してくださっていた高齢者の方が、堀見町長さんになかなかお会いすることもできないので、一言伝えくださいとのことでしたので、この場でお伝えをさせていただきます。

4年前、麦わら帽子をかぶってお供も連れず、一人で佐川町を1軒1軒回っていたその姿に感心した。そして今では、彼は目をつぶっても佐川町の地図がすぐ描かれるとともに、そこで暮らしている人たちのこともしっかりと考えてくれると思うので、ぜひ次も頑張ってもらいたいとのことでしたので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

これで、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（藤原健祐君）

以上で、12 番、今橋寿子君の一般質問を終わります。
お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、6 日の午前 9 時とします。

本日は、これで延会します。御苦労さんでした。

延会 午後 3 時 10 分

